
平成23年 第3回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成23年9月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成23年9月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第71号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)の訂正の件
- 日程第3 報告第10号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第4 報告第11号 平成22年度決算における健全化判断比率について
- 日程第5 報告第12号 平成22年度決算における資金不足比率について
- 日程第6 報告第13号 平成23年度由布市教育委員会事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告について
- 日程第7 報告第14号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 認定第1号 平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第11 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第57号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第58号 市有地の処分について
- 日程第14 議案第59号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第60号 由布市税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第61号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第62号 由布市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第18 議案第63号 平成23年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第64号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第65号 平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第66号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第67号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第23 議案第68号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第69号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第70号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第71号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第72号 平成23年度挾間小学校耐震補強改修（建築主体）工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第71号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）の訂正の件
- 日程第3 報告第10号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第4 報告第11号 平成22年度決算における健全化判断比率について
- 日程第5 報告第12号 平成22年度決算における資金不足比率について
- 日程第6 報告第13号 平成23年度由布市教育委員会事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告について
- 日程第7 報告第14号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 認定第1号 平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市一般会計補正予算（第2号）」
- 日程第11 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第57号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第58号 市有地の処分について
- 日程第14 議案第59号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第60号 由布市税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第61号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第62号 由布市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第18 議案第63号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第64号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第65号 平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）

- 日程第21 議案第66号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第67号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第68号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第69号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第70号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第71号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第27 議案第72号 平成23年度挾間小学校耐震補強改修（建築主体）工事請負契約の締結について

出席議員（21名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
17番 久保 博義君	19番 工藤 安雄君
20番 生野 征平君	21番 佐藤 人已君
22番 瀧野けさ子君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 首藤 奉文君 副市長 …………… 清水 嘉彦君

教育長	清永 直孝君	総務部長	島津 義信君
総務部参事兼総務課長	佐藤 式男君	財政課長	秋吉 孝治君
総合政策課長	相馬 尊重君	人事職員課長	平井 俊文君
契約管理課長	森山 金次君	市民課長	安部千鶴子君
監査・選管事務局長	二宮 正男君	会計管理者	工藤 浩二君
産業建設部長	佐藤 忠由君	農政課長	工藤 敏文君
建設課長	麻生 宗俊君	水道課長	秋吉 一郎君
都市・景観推進課長	柚野 武裕君	健康福祉事務所長	河野 隆義君
福祉対策課長	衛藤 哲雄君	子育て支援課長	津田 淑子君
健康増進課長	衛藤 義夫君	保険課長	小野 啓典君
環境商工観光部長	溝口 博則君	商工観光課長	松本 文男君
挾間振興局長	志柿 正蔵君	庄内地域振興課長	麻生 正義君
湯布院振興局長	古長 雅典君	湯布院地域振興課長	日野 正彦君
教育次長	河野 眞一君	教育総務課長	森山 泰邦君
学校教育課長	江藤 実子君	スポーツ振興課長	加藤 勝美君
消防長	加藤 康男君	代表監査委員	佐藤 健治君
教育委員長	土山 和美君		

○議長（**淵野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。開会前に市長から先般行われました県体出場についての報告があるということで、発言の許可したいと思います。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 皆さん、おはようございます。昨日県体が終わりました、大変うれしいことでもありますけれども、由布市はC部優勝と、それから躍進第1位ということで表彰を受けました。とりわけバスケットボール、それから卓球、それから柔道、剣道、そしてまたアーチェリーは優勝と、それからゲートボールがよい成績をおさめました。他にもよい成績をおさめているチームがたくさんありまして、昨年の11位から、ことしは8位に躍進をいたしまして、議員の点数が出なかったのがよかったです、（笑声）それぞれ皆さんしっかり頑張っていたと思いますし、議員のソフトボールも反省会ぐらいの元気でこれからやると、もっとすばらしいと思いました。でも、楽しい会であったと思いますが、由布市のスポーツも徐々に前進をしていることを皆さんに報告し、またお礼にしたいと思います。ありがとうございました。

午前10時00分開議

○議長（**淵野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日

もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。久保博義議員から通院治療のため、遅参届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

一般質問

○議長（**刈野けさ子君**） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、11番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） おはようございます。県体に係る議会ソフトの件を冒頭に申し述べると、いささか困ることにもなりかねないので、そこは割愛いたしまして、本日本当に秋の気配の中、湯布院からのこの議場へ参りました。もう既にクーラーが要らないように峠を越えてきましたもので、クーラーが要らないような状況で、窓を全開で参りました。まさに秋の気配がこの由布市を包み込もうとしております。

それと同じように、気配から言うと、中央のほうでは増税の気配が我々を襲ってくるんじゃないかと、何やら増税ありきの国会の予定となっております。これからも厳しい状況がこの由布市を取り囲み、その中で住民に対する行政サービスの充実は執行部の皆さん方の双肩にかかる大きな役割だと思います。また、我々議会もその状況を正確に把握して、執行部の皆さん方に対する提言、そして注意の喚起等に力を注がなければならないと思っているところでございます。

早速議長の許可を得ましたので、今回の一般質問のほうに入らせていただきます。通告に従いまして大きく2点ございます。

大きな1点目は、シルバー人材センターの運営についてでございます。

既に昨年の12月にもシルバー人材センターの運営につきましては、一般質問で行いました。また、その状況の確認等をしてきておりましたが、また質問しなければならないなというふうに感じ入ったところがございますので、1年経過するところでございますが、質問させていただきます。市がシルバー人材センターのこれまでの事業展開をどのように把握して、それを評価し、これからの運営にどのような方向づけを市として行っていくのか、4点についてお伺いいたします。

1点目が、活動状況の挟間、庄内、湯布院、3地域における格差についてでございます。

2点目は、この3地域での運営の経費についても、やはり差異がございます。このあたりの具体的な違いをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

3点目は、3地域の格差、差異、こういうものに対する是正は必要だと私は認識しておりますが、市はどのように今までおよそ1年で行ってきたのかお聞かせください。

4点目は、今後の事業展開について、市としてどのような方向性で臨むのか、その方向性を私に教えていただきたいと思います。

大きな2点目が、続いて行いますが、由布市の産業振興についてでございます。

東日本の大震災によるものばかりではございません。構造不況と申しますか、さまざまな形で我が国の経済を取り囲む状況は悪化の一途をたどっております。その影響を受け、今や我が由布市も各産業はもう既に振興策を云々というよりも、既に保護育成を必要とする段階に来ていると言っても差し支えないと思います。由布市の産業振興策として、具体的には今回は保護育成策と言いかえたほうがよろしいでしょうけれども、次の4点について具体的な御回答をいただきたいと思います。

1点目が、地産地消・特産品ブランド化事業の具体的な進捗状況について、またその結果どのような形で事業効果が出ているのか、市の認識を伺いたいと思います。

2点目が、小売商店が大型店舗の進出によって閉店を余儀なくされるような状況になっております。そういう店舗が頻出している、これは現状でございますけれども、その救済とか、あるいは経営指導にはどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

3点目は、湯の坪通りの無電柱化事業に対する投資の効果に対する評価、あるいは今後の事業継続または休止ということに対する市の認識、またその認識の根拠となる部分についてお伺いたします。

最後の4点目が、市外の業者が由布市の公共事業に参入し、応札ですか、落札する状況は相変わらず続いております。その結果、市内業者の衰退を惹起しておるところでございます。市内業者の受注シェアリングということは、既に過去何回も私、執行部に対して申し込んでおりますけれども、そのシェアリングが可能となる方策には、すぐにでも対応できる部分は確実にあると思っております。市内業者の保護、これは市の責務と考えておりますけれども、市長の見解はいかがでしょう。

以上、大きく2点に分けて質問させていただきます。明快で簡潔な御答弁よろしく願いいたします。再質問については、この席で行います。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本当に秋らしくなってきました。きょうはさわやかな気持ちで、11番、溝口泰章議員の質問にお答えをしたいと思います。

最初に、シルバー人材センターの運営についてであります。シルバー人材センターは、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して地域社会の日常生活に密着した仕事を組織的に把握し提供する、高齢者による自主的な団体であります。由布市では、高齢者等就業支援センターの管理運営を指定管理者制度によりまして管理委託しているほか、高齢者生きがい対策の観点から活動に対する補助金を交付しているところであります。

平成22年度の由布市シルバー人材センターの活動状況であります。報告によりますと、草刈り作業、庭木の剪定作業、除草作業、その他約30の職種において活動しているとのことあります。受注件数、会員の登録状況には、議員御指摘のとおり、3地域間で格差や差異があるのは事実であります。

そこで、平成21年度より就業開拓員を1名雇用し、由布市内全域にわたり自治委員さんや各団体、事業所等を訪問し、普及啓発を行っているとのことあります。

また、今年度からは、湯布院地域の理事さんの自宅においても、会員登録、受注受け付け等の業務ができる体制を整え、全市的な活動ができるようにしているとのことあります。市といたしましても、高齢者の生きがい対策のために、シルバー人材センターの活動が由布市全域に広がるように引き続き支援をしまいたいと考えております。

次に、地産地消・特産品ブランド化事業の具体的な進捗状況であります。地産地消、農産物加工のセミナーなど11種類のセミナーを随時開催しているところであります。この事業では、地産地消や特産品ブランド化に対する市民の機運を高めるとともに、人材育成を図りながら雇用を創出することを主要事業として取り組んでいるところであります。セミナー以外の取り組みといたしましては、担い手の確保のために新規就農者相談会に参加し、由布市の農業をPRして、新規就農者の確保に努めております。まだ就農の段階までには至っておりませんが、新規就農の候補者も出ているところであります。また、由布市の産品をPRするために、イオン九州のイベントやOBSラジオ祭り、在京由布市会等にも出品するように計画をしているところであります。

農業と観光の連携による事業推進では、協議会で農業と観光の関係者と協議をしながら進めております。観光関係者からは農産物の生産情報を求められておりますので、生産者から情報収集を行い、現在作成中のホームページ等を活用して情報提供を行いたいと考えております。

地産地消や特産品ブランド化の最終目標は、由布市の地域経済が活性化し、由布市の農業や産業が潤うことと考えております。すぐに答えが出るというわけではありませんが、由布市の特産品をつくり、消費拡大を進めたり、県内外で売れる商品づくりに向け、地道に取り組んでいく必要があると考えております。そのための事業が、地産地消・特産品ブランド化事業であると認識をしているところであります。

次に、小売商店の経営の悪化に伴う救済についてであります。

現在、商店主等が金融機関から低利な融資が受けられるように「セーフティーネット保証制度」を活用して、経営の安定が図られるように取り組んでおります。直接の経営指導につきましては、各商工会が経営指導員により指導を行っているところであります。

また、小売商店等の景気状況については、商工会と連携を図りながら状況の把握をしてみたいと考えておりますが、地域経済の活性化を図るために、商工会が発行するお買い物券にプレミアム分として補助金を交付しており、その補助金が地域経済の活性化の一助になればと考えております。今後は、高齢化に伴う買い物難民対策の観点からも地域における小売商店が必要であると考えますので、十分に考慮をしてみたいと考えております。

次に、無電柱化事業についてであります。市道前徳野岳本線、通称「湯の坪通り」の120メートルの区間で、安全で快適な通行空間の確保、災害の防止、沿道景観の向上等を目的として事業を実施しております。現在、本体管路工事や電力事業者、通信事業者による市道内の管路工事を完了いたしました。年度内に管路内へのケーブルの入線、電柱の撤去を行い、最後に舗装工事を実施して、早期の事業完了を予定しております。

今後の事業計画であります。本事業の実施工程において学ぶべき事柄も多く、それを今後生かしながら、さらに事業完了後の効果を検証して、財政状況や他の事業等との兼ね合いを含めて、総合的に考えてまいりたいと思っております。

次に、市の発注する公共事業についてであります。平成22年度の建設工事では、土木、建築、舗装、住宅等、116件を入札により発注いたしました。このうち市外業者のみの入札は16件であります。これは由布院小学校の新築工事や水道の浄水施設整備工事、また電気や電気通信といった市外業者でしか指名できない案件でありました。市内と市外業者の組み合わせによる入札は5件です。他の95件は、すべて市内業者のみの入札となっております。平成23年度は、これまで29件を入札により発注しておりますが、市外業者のみの入札は3件であります。これも市道小野屋櫟木線の橋梁工事等で、市外業者しか指名できない案件であります。

また、市内と市外業者の組み合わせによる入札は2件でありまして、他の24件につきましては、市内業者のみ入札となっております。発注につきましては、改良事業路線の工区による分割発注、土木工事と舗装工事の分割発注、橋梁下部工事の分割発注等、市内業者に配慮した入札執行を行っておりまして、今後も同様の執行を考えております。

以上で私の答弁は終わります。

○議長（**淵野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） ありがとうございます。幾つかちょっと思う部分がございますので、これから再質問に入らせていただきます。

シルバー人材センターに関してのところから入っていきたいと思っておりますけれども、昨年の

12月の定例会におきまして人材センターに関しては、全地域に及ぶ運営を推進すべきだという立場で質問させていただきました。その答弁としていただいた中に、高齢者の就業支援については、これは行政目的だという認識をお持ちになっていた。そして、2点目に、挾間や庄内や湯布院、3地域のネットワークを拡大していく必要があるという認識をお示しになりました。その具体的な結果はどのようなになったかを伺いたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 昨年の12月議会で私がお答えしました。その中で2点ありまして、今1つは、ネットワークの拡大という点と、あと公益法人化の話を御回答したと思っております。この件につきましては、実は本年5月27日に行われましたシルバー人材センターの定時総会におきまして私も参加いたしました。

その中で、23年度の事業計画として、1点目の新公益社団法人への移行については、一応9月末ぐらいに定款とか、そういった見直しを行って、平成24年の4月から新しい公益法人として運営するというふうに作業が進められているというふうに聞いております。

また、ネットワークの拡大については、やはり湯布院、庄内地域の会員数をふやすということがまず重要であるという認識をセンターのほうは示しております。その中、本年度も緊急雇用事業対策で、そういった会員募集を現在行っているところでございます。ネットワーク化に関しては、支部をつくるということについてもセンターのほうでは検討してるみたいです。

ただ、そういったセンターの支部の運営コスト等でかなり悩んでおられるというふうには聞いております。

いずれにしても、新しい理事に湯布院の理事が入ったということもありますし、今後は理事会体制の一つの充実、それから支部を本当にできるのかどうかということも含めて、市としてはセンターとともに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 私も話を伺った中で、前年の12月段階では公益法人に移行できるなという感触は本当に持ったところでございます。

しかし、政府の事業仕分けがかなり大きなインパクトを与えてくるんじゃないかと、要するに額の削減が来るんじゃないかということで心配しておりましたけれども、これはなかったということで、本当ほっとしてるのは事実でございます。

しかし、内容を充実させるという話になりますと、国のほうの減額がなかった分だけ、これはもっと力を入れていく対象になったなど、逆にそういうふうに思いを新たにしているところなんです。

ところが、今お伺いしましたように、24年の4月に新法人になるであろうということなんですの

で、もう既にその段階で、先ほど申し上げましたネットワークの拡大、支部の創設などは、これは今取りかかっているなければいけない課題だと思いますけれども、人材センターのほうではそのような動きを市に報告いたしておるのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。お答えをいたします。支部の体制の整備ということですが、現在、今議員言われましたように、来年の4月の公益法人化の登記に向けて県シ連の指導を受けながら日々忙しい事務手続を行っております。その中で、先ほど市長、副市長からもありましたように、理事会の中で全市的な広がりが行えるような体制をとということで今進めてきております。そのようなことから、市といたしましても事業の推移、活動の推移を見ながら今後の支援を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 今自治会の中でということで聞こえ、「理事会」と呼ぶ者あり）理事会か、はい、わかりました。今準備を進めているということですが、具体的な数字でそれを示していただけるのかなと思ったんですが、そういう数字が出てきませんでしたけれども、今年の段階と、去年は私、報告いただいたのは、会員数からいきますと、挟間が133名、庄内が7名、湯布院が11名、151名の体制ですというふうな御返答をいただいたんですが、現段階でどのぐらい変動が見られるのか、わかりましたら。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） お答えをします。

本年の8月末現在ですが、会員さんについては随時、退会、新規加入等の入れかわりがございます。そのことも加味してになりますが、8月末現在で、全体で157、地域別に見ますと、挟間地域129、21年末が133です。庄内地域12、21年末が7、湯布院地域16人、21年末が11という状況になっておりまして、少しずつではありますが、庄内、湯布院地域の割合が増加をしてきているという状況にございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 少しずつではあるが、庄内、湯布院地域が増加しているということですが、まず最初に指摘させていただきますけれども、これは庄内、湯布院が増加している見方をするよりも、挟間地域の会員数の多さが際立っていると、ということは逆に申し上げますと、庄内や湯布院が伸び悩んでいると、要するに増加はしていないというふうに言っても、これは間違いだとは思わないと思います。その解釈は個人で違いますから、いいんです。

しかし、実数ですね、ことしの8月を見ますと、挟間が少し減って、4名減って129になって、庄内が12、湯布院が16ですか、これは昨年12月段階と実数、数値の上では変わっておりませんが、そんなにね。バランスは全く違うんだというふうに認識しても、だれもそれを非難する者はいないと思います。だからこそ3地域のネットワークが必要になる。ネットワークだけじゃなくて、副市長、先ほど申されたように、支部をつくっての事業拡大と申しますか、充実、これは喫緊の課題になろうかと思います。先ほど申し上げましたように、24年の4月から新法人化して公益法人として確立できるような準備が整いつつあるんだから、その段階ででき上がっているように持っていく課題じゃないかと思いますが、違いますか。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） やはり3地域というのは、望ましい形だという認識は私も議員と同じです。

ただ、このシルバー人材センターに関しましては成り立ちが旧3町で随分違っていたと、これは3町が合併する以前にセンターを持っていたのは挾間町だけでした。そういった意味では、組織も運営も大変挾間町が充実していたというのが現実であります。

それからまた、地域の就業形態といいますか、高齢者の形態も随分違うと思います。例えば、湯布院であれば農業から観光といった職種の中で、ある意味では高齢者の雇用という意味ではかなりほかの地域に比べては高いところがあると思います。また、庄内地域につきましては農業主体ということで、それなりに農業をやりながらやっているということもあると思います。

ですから、3地域が必ずしもイコールな形でのいわゆる就業の割合ということにはなかなかないと思います。ですから、センターのほうもとにかくロコミでいろんな形で広げようという努力は、私はしてると思っております。こういったことも含めながら、やっぱり支部の運営には経費も要りますし、人も要ります。そのあたりも含めてセンターと十分協議しながら、今後の形をつくっていくと。

ただ、これができないから公益法人化ができないというふうには認識はしていません。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 認識の程度はわかりました。

しかし、合併当時のことをおっしゃいましたので、その当時のことにまた返りますけれども、まずあそこの由布市シルバー人材センターが由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理受けたじゃないですか、ということは、由布市のシルバー人材は挾間の支援センターをというふうには、指定管理を受けたというふうになるわけです。

したがって、通常感覚で言いますと、由布市シルバー人材センターが由布市全体を取り巻く高齢者就業の支援センターを受けたのならわかるんです。

しかし、挾間というのが入ってるんです。それがゆえに入った方々、いわゆる由布市シルバー人材センターは挾間の高齢者支援で十分に機能するんだという考えを持つんじゃないかと思うんです。入ったところが、器がそれですからね。機能は由布市の全域をするべきシルバー人材センターがあるんです。そこが入ってるはずなんですけれども、ハードな入れ物が挾間に限定されている、施設名になっている部分で、認識の断層というんですか、ずれが生じてると私は感じたんです。ここは是正する必要があると思いますけども、いかがですか、市長のほうがいいかな。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） よくわかります。これまでの施設名はそういう形になっていると思います。これから全市にそういう機運を高めていくには、その点については考える必要があるかなと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） そうなんですよね。全市に広げていくためには、庄内と湯布院にも窓口というよりも事務を取り扱う専門の方が、先ほどの説明では就業開拓員さんが1名いらっしゃるって、その方が庄内や挾間を回っているということになりますけども、その方は当然挾間の事務所内にいらっしゃるんですね。

○議長（**浏野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） お答えをします。

通常は挾間のセンターのほうで事務をとっております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） その方の経費も当然収支の中に見出すことができると思うんですけれども、先ほど副市長は人件費的にもなかなか支部を置いて、開設して、就業の手助けをするというのはきついんじゃないかとおっしゃいましたけども、これは避けて通れない。もし、シルバー人材センターは全市にまたがる活動をすべき、機能を持つべきだというお考えがあるならば、必須事項で窓口開設と、その担当の常駐とといいますか、理事さんの自宅に置いたとか言ってますけれども、理事さんの自宅に置いても、そこに足を運んで仕事を探してるんだというふうな方が幾人いるのかわかりませんし、この理事さんが出向いて行って、どうだいと、ここの旅館、あっちの事業所に行って、剪定作業とか、草刈りもやりますから、うちに仕事をくれんかいというふうな俗に言う営業活動はしないと思います。そのあたりもうちょっとスムーズに仕事が全域に展開できるような機能を持たせるべきだと考えますけれども、いかがですかね。

○議長（**浏野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） それが一番望ましいとは思いますが、御案内のとおり、シルバー人

人材センターというのは、これは、現在、一般社団法人で、会員の会費、これがたしか今2,000円というふうに聞いてますが、それで会員になって運営していくということが一つの原則です。先ほど言いましたように、今挟間という名前がついてますが、挟間の高齢者就業支援センターという施設に対して管理運営という形で、今指定管理者ということで置いてやっております。それにプラス就業支援センターの市が補助金を出してるということになれば、やはり全体に広げるような努力はしていかなきゃいけないんですが、あくまでも社団法人としての一つの独立した組織として支部を運営していくためには、支部の会員数とか、いろんな判断基準もありますし、どこでそういった事務所を構えられるかということについては行政が一方的に決めるのではなくて、この人材センターとしっかり協議していく必要があるというふうに考えております。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 私も市が強制的にシルバー人材センターに対してこうすべきだ、ああすべきだというやり方は好ましくないと思います。当然かくあるべき姿というのを提示することは必要だと思っておりますけれども、強制的に今私が言ったみたいに、ここにもやらなきゃいけない、あれもしなきゃいけないとなると、これは社団法人に対する越権にもなるでしょうけれども、話もとに戻すようで申しわけないけど、24年の4月からは公益法人としてやっていくという大前提があるわけです。

ですから、現状は社団法人であっても、数カ月後には公益法人なんです。だから、最初に言いました。その準備を既に整えておかなきゃいけないじゃないかと、なったから、ほんじゃ今からやんなきゃという段階では、これは行政怠慢です。そう思いますけど、いかがですか。

○議長（**浏野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 公益法人認定に関しましては、これは公益社団法人ということで、社団法人であるということに関しては変わりありません。

ただ、公益法人というのは非常に公益性が高いということで、寄附が受けられるとか税制上の優遇措置があるとか、そういった意味で、当然のことながら公益法人が、例えば変な金もうけをしたとか、不正をしたとか、公平性をなくしてるとか、そういうことになれば当然公益認定というのは取り消されるわけで、これあくまでも一つの最近の公益法人改革の中でのそういった国の制度にのっとってやろうということで、基本的には社団法人ということに関しては変わりはないというふうに認識しております。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 認識のずれでしょうか、公益という部分です。公益というのと、今は特例措置ですか、社団法人の特例法人だというふうになってますけども、この公益を私は重要視してほしいということですから、今の副市長のお言葉にはちょっと納得しかねるところがご

ざいます。

そういう面からも公益性を全市に広げていただきたいと最初から申し上げておりますが、仕事の内容などを見ますと、本当に退職なさった方々がフル勤務せずに済むような労働内容、剪定とか草刈りとか、あと先ほど何と仰いましたか、除草とかも言ってましたね。そういう仕事でございますから、1日の中で数時間働いて、孫の小遣いも稼げるかというようなものだと私思ってるんです。それで生活していくというものじゃなくて、退職者、いわゆる高齢者に対する就業支援というのは生活じゃなくて生きがいですよ。先ほど答弁の中にもありました。働いているという生きがいを見出させていただくために人材を派遣する、仕事をあつせんする、その機能を持ったのがシルバー人材センターだと思います。だったらなおさら、申し上げておりますように生きがいを他の地域にも仕事として拡大、拡散させていくのが本来のありようだと思いますので、ここはぜひとも、そんなにせくことはないと思いますけれども、方向性というものをここできちっとお伺いしとかなないと、また私、一般質問でやらなきゃいけなくなりますので、方向性を一体どうするのか、公益性を生かした、そしてまたなおかつ生きがいを創出するという点で、現在の157名の方々だけじゃなくって、もっとこれからはふえてきますよね。探す方がね。実数と、これは会費を納めている方です。

ところが、湯布院、庄内などでは、探そうにも探すきっかけ、機会がないと見ても差し支えありません。挾間の方はそれに比べれば、非常に機能が充実したセンターがあるということで、ちよっと顔出しても可能ですから、そのあたりは私ははっきり言います、格差になってる。

ですから、格差是正の基本的姿勢、これを公益と絡め、そして高齢者の生きがいと絡めたら、こういう方向しかないんだと私思うんですけども、先ほど来述べているネットワークを拡大して、窓口を常設してやるしかないと思います。この方向がもし否定されるようでしたら、今から否定の要因もおっしゃっていただいて、きちんとしたお答えはいただきたいと思います。

○議長（瀏野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 決して否定はいたしません。

ただ、高齢者の生きがい対策というのは、シルバー人材センターだけではなくて、例えばNPO法人でやってるところもございます。例えば、湯布院で例を挙げますと、ガナの会といった、ある意味じゃ植栽の専門家集団がそういった形でいろんな公益的な事業をやってるという例もございます。

ですから、当然シルバー人材センターという一般の人を対象にした、こういったセンターをある意味では生きがい対策、あくまでもシルバー人材センターは雇用契約は結んではならないという格好になっておりますので、いわゆる就業のあつせん場所ではないということも含めて、これは、例えば学校教育におけるお年寄りの参加とか、いろんな形の中で生きがい対策は考えていく

べきものだと、その一つとしてシルバー人材センターがあるというふうに認識しておりますし、その方向に向かっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（**淵野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 少しはぐらかされた感じがいたしますけれども、中心は避けて通られたようでございます。

ただ、今も少し副市長触れられましたけど、学校教育などでキャリア教育、その際に退職なされた先生方も参加して、学力向上に非常に有効な機能を果たしているということもNPOをつくってそういう派遣団体つくれば、すぐにでも可能ですよ。

ところが、由布市にはありません。これは教育長などにも本当は話さなきゃいけないんでしょうけども、通告してませんので、もし答えていただけるんならいいんですが、実際にマンパワーとして由布市に残っている教育者、そしてもちろん剪定にしてもガナの方々もいらっしゃいますし、さまざまな方がいることを想定すると、労働の場は確実にあるじゃないですか、教育の場所に行って生きがいを見出しながら、かつての自分の仕事を生かして子どもたちに勉強のコツを教えてあげる。自分の特技である剪定などを生かしながら、ちょっとした小遣いももらえる、生きがいを感じる自分の趣味の剪定作業もある。それを発注してくれる企業業種などは、家庭だけじゃなくって、シルバー人材の発注元も伺ったんですけれども、個人宅じゃなくて企業からの、会社からの、あるいは湯布院などでもっと広げれば、旅館業などの方々は本当に日々まではいきませんけども、定期的な庭の手入れなどはどうしても必要ですから発注するということになります。それが本当のプロじゃなくっても済むような仕事であれば、難しい仕事は造園業者じゃないとできませんけれども、ちょっとした草取りとかは造園業者してくれませんから、そういう仕事がふえてくると思うんです。

ですから、その掘り起こしをどうやってやるかが行政が取り組む課題であって、具体的には、あとはシルバーの方々がやってくればいいんです。啓蒙して、シルバーやってるんだよと、こういうことだったらどんどんとシルバー人材にお仕事を頼めば、今の状況であればすごく安く済みますよ、そういう情報発信を行政がやって、これは教員のマンパワー獲得にもこれ確実に応用できると思うんですけど、その姿勢があれば私も一般質問しなくて済むんです。このあたりの心構えというものを市長、市長の個人でもいいですよ。その心構え、済みませんけど。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 議員が言われることよくわかりますし、これから高齢化社会に突入してどんどんいくわけですから、そういう技術を持った方々が生きがいとしてこれから地域の中に貢献していくというのは大事なことだと思います。

ただ、私の知ってるところでも、そういうシルバーがあるということを知らない方もかなりい

らっしゃいます。旅館とか、いろんなどころにおいても、そういう状況を知らない方もたくさんいるんじゃないかなと、そう思いますので、議員言われるような情報発信と、そしてこういうのが便利で役に立つんだということを市民が周知して、そこで初めて受注というか、注文ができるんじゃないか、また受注もできると、そういう状況をつくり出していく必要があると思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） わかりました。ありがとうございます。当然そういう心構えであれば、具体的には近い将来に、今まだ窓口を設けてない庄内地域と湯布院地域にそのような方向性をというふうに考えますけども、再度。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 窓口というのは自主的な団体がしっかり考えて、そして庄内支所か何かわかりませんが、そういうのをつくるかもしれません。

ただ、こういう今庄内で12名、湯布院で16名というわずかな人数ではありますが、こういう人たちが広がっていく中でふえてくると、そして初めてそこででき上がっていくものだと思いますし、これはシルバーと十分協議をしながらやっていくことであるというふうに考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 当然それは協議であって、指示命令ではないので、具体的な進め方で、シルバーさんのほうに方向性というものをこれからも関与なさっていただいて、いい方向のシルバー人材の生きがい対策に確実に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、産業振興というより保護育成策と述べました由布市の各事業、あるいは業界についての話に移っていきたいと思います。

地産地消・特産品ブランド化事業、動き始めたばかりでございますけども、セミナーを多々開いて、先日の同僚議員も同趣の質問をなさいましたけれども、本当に人材を育成して雇用を拡大創出するという意味では、意識の改革はもちろん極めて重要なことではございます。

では、具体的にどのような効果が想定できているのか、まして効果に至るプロセスでどのような展望が見出せるのか、今の段階でどのような感触をお持ちなのかをもう一度お願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） 農政課長でございます。溝口議員にお答えします。

現在、セミナーは雇用拡大のセミナーと人材育成のセミナーに分かれてやっております。雇用拡大につきましては、商品開発セミナーであるとか販売戦略セミナーであるとか、大規模経営に必要なノウハウを提供するセミナーということで、これについては雇用拡大の人づくりに貢献したいということでやっております。

それから、もう一つ、人材育成というセミナーがあります。これについては地産地消と特産品ブランド化のために人づくりから始めたいということで、地産地消セミナーであるとか、農産加工セミナー、楽しい農業セミナーなど8つの講座を設けてやっております。現在、これで10種類のセミナーを開催しまして、延べ人数で378名の方から御参加をいただいております。これが1日も早く地産地消・ブランド化に結びつきますよう努力を重ねてまいりたいと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 本当に近い将来、由布市にこういう品物があり、こういう人材がそれをつくっている、あるいは耕しているとかいうふうな時代が来ればいいと思います。それを期待するものでありますけれども、実際にブランドが確立されたと、商品化されたということになりますと、当然販売販路などに力を注がなければいけなくなるんですけども、1点気になるのは、そういう位置づけだったと思うんですが、博多駅の天空広場ですけれども、あれ第1回の定例会での委員長報告におきましては執行凍結だというふうに決っされましたけれども、その後どうなったんですかね。

○議長（**浏野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。一応凍結を解除していただきまして、運営を今実際行っております。委託業務ですので、毎月の事業報告等をいただきながら運営をしております。その運営の中で、夏場とか、梅雨時期に雨の状況とかが多くて開店ができないところもありまして、経営状態はちょっと苦しいところが今現状ではあります。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 機能するかどうかというのはテント張っただけのところですから、当然そういうことは出てくるんじゃないかなと予想はつきましたけれども、実際に悪天候によって開店できないような状況はあるわけですから、そういった感じのリスクというよりも、当然起きることですから、他の方法でこれからのブランド産品を、地産地消はのけといてどのように展開していくのか、その大きな方向性というのを教えてもらいたいと思います。できた後。

○議長（**浏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） 今回産品PRのために、先ほど市長が答弁申し上げましたが、イオン九州において「大分うまいものフェア」が開催されます。これについて由布市から産品を出店するというので計画しておりますし、OBSラジオ祭りとかも出品を計画する予定でございますので、こういうPRを積極的に進めていきたいと思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） PRは当然積極的に進めなきゃいけないんですけども、その具

体性がちょっと見えないので、ちょっと視点変えますけれども、総務ですか、ラジオ「ゆふばん！」を担当なさってるのが、あの番組ちよくちよくは聞きますけれども、確かに由布の産品などの紹介はします。あれがこう言っちゃいけないかもしれないんですけど、一生懸命さが、これはいいんだ、これがどうやってつくられて、どれだけの価値があつてというんじゃないで、ただ、あっ、おいしいものができたというふうな説明に終始してると思うんです。

ですから、そういう安易な形での放送じゃなくて、市の職員の若い人を中心にした人が、いわゆる「ゆふばん！」の中にプロデュースで入って行って、こういうことを言ってほしいとか、ああしてほしいとか、こうやったらどうだというような提言まで含めて、そういう機会を設けてOBSと一緒にやっているのかどうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。毎月1回プロジェクトをつくって、毎月1回OBSと一緒に協議しながら、今実施しています。

○議長（**刈野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） そのあたりの今度は中身になると思うんですけども、そこまで今回は触れませんが、その結果を、ラジオを聞いてどうだったというリアクションをとるのは方法として何を設定してるんですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） それは一般市民の方からということですか。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 聴衆者でいいです。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） なかなかそういう分は、今のところではやってません。

○議長（**刈野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） マスメディアの場合に聴衆率調査と、ラジオが。テレビ、視聴率調査やるじゃないですか、固定的なものをつけたり、調査票で回したり、ああいうのはOBSの番組にはないんですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。それをやってることはやっておると思います。現状で今の「ゆふばん！」そのものがそういった形で、どのくらい人が聞いているというのは、ちょっと私、今聞いてません。

○議長（**刈野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 重要なのは聞いている人たちのいわゆる率、パーセンテージがどのくらいなのかということで、これは開設当初から下がっているのか上がっているのかで、市としてOBSにどんなことを伝えなきゃいけないかということでいろんな協議ができると思うんで

す。そこが何か欠けてるような気がしますけども、どうでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） また、調査しまして、これはお知らせしたいと思えます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） せっかくの機会ですから、メディアを使った市のPRがどれぐらい有効なのかというのはデータとして残していただきたいと思えます。もちろんこれがブランド、あるいは商業の振興、農業の新規就農者獲得などにだんだんとつながってくると思うんです。大きく見えないようにつながっているリンクだと思えますので、総務のほうの関与よろしく願ひたいと思えます。

続いて、先ほど商業の振興策でプレミアム商品券のことも触れていただきました。実際に大型店舗の出店によってかなり個人商店は貧窮していると思っても差し支えないと思えますが、これを育成保護するために一律いろんな補助事業などの設定をするのではなくて、事例を限定して、どこそこの商店街の活性、全体じゃなくて、その積み重ねで1つずつの商店街、あるいは同一業種などに対するてこ入れなどはできませんかね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。お答えをいたします。

実際に大型商店の進出によって閉店をしたとかいうことは実際にはお聞きしておりませんが、商工会の総会が毎年1回行われますけど、その中で自然的に店を廃業したりとかいうことはあっております。毎年脱会の内容が廃業でしてるものが19件ぐらい市内にはあります。それはいろんな理由があろうと思えますけど、皆が皆、大型店舗によって疲弊したから閉店するというのではなくて、それくらいな商店の状況があります。そういう商店街の中で、いろんな活性化を考えていきたいと思っておりますけど、実際には商工会と十分協議をしながらやっていきたいということで思っておりますので、商工会の中で事務局会議みたいなものを設立して、その中で十分協議をしていきたいということで、今後についてはそういうような状況を思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 本当に保護段階だと、何度も言いますけれども、このままでは由布市の産業構造自体、基盤が揺るいで、その先はというふうに不安のほうに立ってきます。どうかすべての市内の産業に対するバランスのよい支援、育成の具体的な取り組みをお願いするところでございます。今回請願でも出ておりましたけれども、実際にかつても私、質問しました。入札でどうしても外されてしまう。運がないといえば運がないんでしょうけども、実績がないといえば実績がないんでしょうけども、これを幾分市の規定、規約なども変えながら対応できるよ

うな形で、例えばあえて申し上げますと、同額の落札があるじゃないですか、その段階においては由布市の業者が優先されるとか、くじ引きにせず。くじ引きするならば、由布市の業者が複数あるときは、その2社がとるとかというのは、これは差別になるんですか、どうですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えいたします。

やはり入札のときの最初の条件明示といいますか、これは今総合評価入札方式という言い方で、かなりいろんな自治体でも試行されてるところですが、例えば業者が由布市に本社があるとか、次に、例えば由布市のいろんな社会貢献事業を実施してるとか、そこの工事成績、これ由布市はつけてないんですが、県なんかの工事評定表というやつがありまして、非常にいい工事をする業者については何点加点すると、それと落札金額等、総合的に評価して落札者を決定するという方式は今試みられております。

ただ、一般の入札の中で、例えば同じ金額だったら由布市の業者にするよという形に決めると、これは入札の公平性という中でいろんな問題が出てくるというふうに考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） できるのかできないのかということをお伺いしたんですが、できないということですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 総合評価方式という方式をとれば可能であるというふうに考えてます。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 保護育成の観点からですから、ぜひともさまざまなお知恵を絞って、市内の業者を、これは建設だけじゃありません。すべての自営の方々がやめずに済むようにまず、でないと、雇用先で倒産に遭った、そうすれば当然そこからの法人税は上がってきません。

そして、そこで倒産がゆえに雇用を解除された方々が、また違った職場に行けるならいいです。でも、そういう社会状況でしょうか、そのまま保護を受けなければいけなくなれば、社会保障の面で負担をするのは由布市です。収入は入らなくなる、税金は入らなくなる、社会福祉費が支出増になる、このスパイラルを続けていけば、当然由布市の根太が緩んで崩壊が来るといふようになるんじゃないでしょうか、そのように私は思います。大きく大所に立ったお心で、困っている市民を助けるための方策はないものかというふうな姿勢で各産業の振興策に、保護育成策に、これから鋭意取り組んでいただきたいとかように願って、本日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、11番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....
○議長（**渚野けさ子**君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時12分再開

○議長（**渚野けさ子**君） 再開いたします。

次に、12番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均**君） 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。

この9月定例会は御承知のように、昨年度の決算の議会であります。当然決算審議では皆さんけんけんがくがくの議論をされると思いますけども、総体として決算がどういう状況かというのをやっぱり一般質問でも取り上げるべきだというふうに私は思います。何と皆さん、基金の一番最後のページをごらんになりましたか、残高、昨年末で60億円です。基金残高は50億円なんですけど、実は昨年度末の剰余金が一般会計、特別会計、合わせて10億円あります。したがって、隠し基金を含めた由布市の今の懐ぐあいというのは60億円あるんですな。

ところが、そういうことは全然皆さん知らんで、今日まで来ました。合併した当時聞き覚えがあると思いますけども、財政調整基金が底をついたと、大変だ、こんなはずじゃなかったということで、ことごとく補助金を削りました。

しかし、実際は合併した2005年度末の剰余金、基金を含めた残高は24億円です。そんなに金がなかったわけじゃないんですよ。それでもなおかつ金がない金がないと言って、今日まで皆さんの補助金を削ってため込んだお金が実に60億円近くなるということで、それで今何を言ってるかということ、5年先には交付税が減らされるから、さらに行財政の改革をやらなきゃいかんということで、一層なお搾り取ろうというふうにしています。このことについてどういうふうに議会で判断するのか、実は決算審査意見書に監査委員の意見があります。私はこれひどいと思うんです。前回どなたですか、監査委員は常時議会に出てなさいと、本会議中は。言ったにもかかわらず、きょうも来てないし、監査委員が来なければ監査事務局でも来とればいいんですけども、議会選出の監査委員に全部丸投げと、これでいいのかということは最後に、6月議会の答弁のところで問題がある答弁があったので、そのことは問題にしたいと思います。

では最初に、質問通告で第1番目に掲げた市長の開会あいさつ、行政報告を聞いて、当然2つのことが私にはちらっと気になりました。サッカーの「HOYO AC ELAN」、ACというのは、昔は「Athletico」とか何とか言いよったんですか、今「AC ELAN」みたいですけども、ずっと紹介されてます。一番最初はこのチーム紹介ですか、議会であったのは、昨年3月議会か何かだったんですか。

それから、常時市報には続けて、続けてじゃないね。続けて出したのは何月ぐらいか、2月に出て、その後しばらくあいて、続けて今日出るようになりました。挟間出身の佐藤亨選手のことを紹介されて、挟間の人もいるんだなということは何となくわかります。そして、実は10日の合同の夕刊に長谷川豊喜選手ですか、この人が挟間の工場に勤めてるとということが記事の中に書いてます。

しかし、私、市民の意見を聞いてみると、二通りあるんです。市報なんかをよく見て、実は挟間に関係深いんよという人もいれば、いや、全くあれは関係ないんだと、由布市と関係あるんよという人もいれば、由布市と関係ないと、大分でやってるんだみたいに言ってるんですよ。そういう点で言えば、地元のそういうチームという以上は紹介の仕方が市報だけでいいのかどうかというのが私には気になるんです。そういう点で、由布市での練習がどういうふうにされてるのか、由布市内での応援組織というんですか、そういう実態はどういうふうなものがあるのか、ぜひとも「HOYO AC ELAN」について市長が紹介されたので、ぜひとも教えていただきたいと思います。

次に、行政報告の中で、SACO関係の特別交付金の継続交付を防衛省に要望したというふうにありました。

通常今までですと、4者協を通じてというのがまくら言葉になってて、今回は関係15市町村ですか、だからそういう15市町村の連絡協議会等があるのかどうか、そこ辺が脈絡なしに全然わからなかったんですけども、そこ辺についてそういうものがあるのかどうか、あるいは大分県の4者協を通じてのことなのか、また市長自身でこれまで演習のないときには若干減らされたりしましたけども、長いことずっとSACO関係特別交付金が続いてきました。これが来年度打ち切りということで、来年度以降の見通しと市長の今後の考えというんですか、どういうふう考えてるのか、私たちにわかるように説明いただきたいと思います。

さて、今回の議会で提案された議案、担当課長の詳細説明を聞いて気になること2点言います。

全体の決算の概要については、先ほど申しましたけれども、議案そのものがこれは適切じゃないというのが報告12号の表題、「平成23年度由布市教育委員会事務の管理及び執行状況に関する点検評価報告について」というのがあります。その前の議案を見ると、すべて「昨年度」と書いてるんです。だから、脈絡からいくと、例えば例月なんかでも毎月検査を行いなさいというふうになってるから、ことしの何月にやりましたのでいいんですよ。

しかし、いつの事務の決算監査をしたのか、あるいは事務監査をしたのかという点で言えば、昨年度の教育委員会の事務ですから、表題としては平成23年度などという表記の仕方はおかしいと思うんですけども、もしこれが文部科学省の準則なんかで示されてるんなら、文部科学省、そこが間違ってるんですから、正確な表記の仕方を由布市から関係省庁に願い出るべきだという

ふうに私は思います。正確には平成というのは使いたくないんですけど、「平成22年度由布市の教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検評価の結果に関する報告書の提出について」というのが適切な表記の仕方だというふうに思いますので、出された教育委員長さんにお答えいただきたいというふうに思います。

次の由布市スポーツ推進審議会条例を全部改正するという提案理由になってます。

しかし、由布市スポーツ推進審議会条例を制定するという中身を見てみると、新旧対照表がついてるんです。全部改正には新旧対照表はないんです。総枠として、条文が当たらない場合は、文言だけ変える場合は、これは一部改正ということなんです。法制出身の部長さんがいる割にはどうということだろうかというふうに思うんですけども、2つの報告議案と条例改正議案についてはそのように思ってるんですが、担当者の答弁をお願いしたいと思います。

次に、地域審議会へ地域振興局のあり方を現在諮問しております。一番肝心なところがわからないんです。市民センター、要するに本庁舎じゃないところの市民センターを34人体制にするという基本的な考え方がどういうところから来てるのかというのがわからないんです。実は傍聴させて、少しわかりました。いわゆる部長をなくすということみたいです。

だから、一番肝心なところが抜けてるんです、説明の部分に。だから、議員がわかるような形で、基本的にはこういうことで市民センターにしたいんだと。

なお、私が言うのは、そういう願望はあっても、本庁舎にするなどという決断はしないでほしい。先般同僚議員がそういうことを迫ってましたけれども、状況を見て、審議会の様子を私、傍聴して聞いて、皆さんの意見を聞いてみると、そういうことを言ってる人は1人もいないんです。現在、今、昔の人数と同じように各役場に職員がいると、それで落ちついているというのは先日の同僚議員も言いました。それを一挙に半分以上に本庁舎でないところを減らそうなんてということだったら、とてもじゃないけど、地域的にはとても許されないことだというふうに私は考えます。

そこで、非常に勉強になりました、地域審議会です。いろんな意見を言う人がいて、中には過激なことを言う人もいますけども、主婦の方でこういうことを言った人がいました。挟間庁舎に新しい何か、健康センターの中に何かできてるですね、子どもの施設が。あのことで振興局に聞いたら、全然知らなかったと、ああ、これが今の地域振興局をあらわしてるのかなと私は思いました。自分方の庁舎内で何が行われてるかということが、振興局長が把握できてない。ちなみに、振興局でみんなにそのとき尋ねたそうです、振興局長が。このことについて聞いてるか、だれも聞いてないと言うんです。結局、本課のほうと直接やって、本課のほうでやったと言うんです。振興局長が自分の庁舎内のことですらわからないようなら、自分の地区のことなんかとてもじゃないけど、把握できないというふうにそのとき思いました。ああ、主婦の視点というのはすごい

んだなというふうにそのとき思ったんです。

同様に、そのときは副市長初め、何人か来てましたので、そういうことを全然感じないで帰ったかどうかわかりませんが、私はそういう厳しい意見には、やっぱり耳を傾けるべきだというふうに私は思います。ちなみに、職員は何もしないとか、退職金を2,700万円取ってるとかいうことを指摘されている人もいましたけれども、さすが仕事の分については、それはやっていますよということで、副市長も、どなたかですか、反論はしてましたけれども、地域審議会の委員、いろんな人が言いますが、私は傾聴に値すると、本当はずっと傍聴に行くといいんですけども、私も次の日が差し支えあるものですから、ちょっと行けなくて今日まで来てんですけど、毎週やっているとということですから、ぜひ議員の皆さんも時たま足を運んでいただくと、非常に勉強になるかというふうに思います。

さて次に、朴木と茅場の間のところ、いやしの湯というのがあります。そこにちょっとばらばらに3軒ほど家があります。学校の先生上がりの人と自動車学校の人と、もう一人わからないんですけども、1人は常に住んでるんです。犬の散歩もしています。私は部落の役員を6年間しましたけれども、もちろん住民票もないのでしょ。私どもには何の連絡もありませんから、全然わかりません。

ただ、挟間の庁舎にいる警察官OBの方から、あの人はどういう人かというような問い合わせありましたけれども、私も知らないので、答えませんでした。湯布院の塚原に行って住民票のない住民、あるいは住んでないけど、別荘だけで時々来る人たちというのがいることはわかってます。よもや朴木で、大下にも別荘が1軒ありますから、何軒もそういう別荘があって、住民票がない人というのがかなりいるというのは把握できますけども、家があって、いつも常駐しているのにもかかわらず、住民票がないということに非常に私、疑問を感じてます。同じように、逆に家がないのに、そこが山林であるにもかかわらず住民票があるというのが由布市の中であるやに聞いてます。一体どういうことなんだと、それは近所にも職員が住んでますから、職員自身も言うんです、あそこは家なんか何もないって。一体どうなってるんかと私は思います。ちなみに、地域の自治委員というのは、自治区に入っていない人のお世話をやくのも私は自治委員の仕事だというふうに今まで理解してました。自治区長というのは自治区に入った人のお世話をする人ですか、しかし、市役所が委嘱する自治委員というのは、その自治区に入っちゃりめえが入っちゃうが、一応市役所としては把握してほしいメンバーだというふうに私は理解してます。当然住民票のない住民も気になりますけども、住民票があるけども、そこに居どころを持ってない人のことなんていうのは自治区長としてはちょっと悩みますわね。ましてやいろんなものに入らせてくれということをあわせて言ってるようですが、担当者は具体的に把握してると思います。ぜひそういう住民票の転入を認めるのかどうか、教えていただきたいと思います。

さて、6月議会の県議会で、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてという請願が採択され、国の関係機関へ意見書が送られました。実は由布市内でも、私、湯平の地域の人からたびたび御相談を受けてました。しかし、正直言ってどうしようもないんじゃないかというような考えがずっと深かったんです。

ところが、県議会で採択された意見書、それを先に見たんですけども、私がこの通告を出した後に由布市にも意見書を出してほしいという陳情が来てました。その中を読んで、勘違いして、私、肝炎対策基本法じゃなくて、別の法律の名前を書いたみたいなんですけども、そういうのがあって、基本的に国がそういう過去の使い回し注射の過誤を認めてると、それで基本法をつくってるといのがわかりました。

それで、それぞれの自治体の責務というのも基本法の中にあります。由布市の中も当然その実態を把握して、基本的にどういうふうに対応するか、今検討中だというふうに思います。それで、由布市内の使い回しによる肝炎の患者の実態がどのように把握されてるのかと今後肝炎対策基本法で由布市の患者がどうなっていくのか、教えていただきたいというふうに思います。

最後に、6月議会の答弁で、非常に残念なんですけども、今度の決算にも関係あります。水道事業管理者が管理者の名称をなくして、由布市水道事業市長首藤奉文で今から文書を出すというふうに、今度の決算審査もそれで名前が出てます。その質問をしたら、答弁に立った監査事務局は、それは水道課から回ってきたんだからということで、当時の部長が答弁に立ちました。部長も詳しいことは言わずに、それは総務課と合い議したんだから、総務課のほうでということでは何か振ったが、結局総務課になると、こっちの管轄なんです、全部が。監査もそうなんですけども、それで委員会で尋ねました。あろうことか、今までのが間違うちょったんだと、これが正しいんだということで押し切りました。えっ、そんな説明あるんか、私が今までやってきたのは何だったのか、実はそれ私の主張だったんですよ。管理者を置かないとなってるんだから、管理者と表記するのはおかしいじゃないかと、ずっと言い続けてきたんだけど、いや、それでいいんだと、会計法上は専任の管理者を置かないだけであって、管理者の権限を行う市長の表記の仕方は管理者でいいということで今日まで来ました。行政事例も多分、私、見せられました。実際それでいいというですね。にもかかわらず、今回は全部水道事業市長首藤奉文、あるいは水道何とかということで例月も出しました。

それで、例規集を私、見ました。ところが、例規集は全然変わってないんです。変わっているのは、書類の様式を、あて名を水道事業市長首藤奉文に変えただけで、条文、規則は一切変わってないから、管理者という文言は100以上出てきます。基本的な法の考え方というのも条例も規則も、すべて管理者でいってます。にもかかわらず、簡単に一職員、一職員とは言えませんよ。水道課が起案したんですから、それも部長が決裁して、総務課と合い議して、それで変えち

やったんですから。

ところが、肝心の議会の関与する条例なんかは、改正案なんか出てないですよ。こういうことがまかり通るんかと、実にいいかげんな答弁というんですか、事務処理の仕方です。当時法制担当の今の部長というのは、3月31日決裁ですから、直接いなかったのかと思いますけども、6月議会ですから、議論の行方は彼も重々承知してるはずなんです。にもかかわらず、全然それを検討することなく今日ずって、なおかつ今度の決算議会で、その表記の仕方を使うというのは、私には全く理解できません。

以上で壇上での私の質問は終わります。答弁によっては一般質問席で再質問を行います。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、12番、西郡議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、サッカーチーム「HOYO AC ELAN」についてであります。

市内の挾間と庄内に工場があります豊洋精工株式会社のサッカー部が主体となって活動しているチームであります。現在は、九州サッカーリーグに参戦して、社会人サッカー最高峰のJFLを目指しております。挾間と庄内の工場には600名が現在勤務しておりますが、サッカー部員24名のうち16名が両工場で働いておりまして、上原サッカー場をホームグラウンドとして練習をしております。リーグ戦のHOYO主催ゲームは、この上原サッカー場で行われておりまして、多くの市民の皆さんも応援に駆けつけております。

また、ジュニアや女子チームの指導も行っておりまして、ジュニアチームには幼稚園から中学生まで市内外から約250人、女子については60名が所属しております。応援組織は約100名の会員による後援会が発足しており、約半数の方が市内在住であると聞いております。

次に、特定防衛施設周辺整備交付金SACO関係特別交付分についてであります。関係をいたします全国の市町村は、全部名前言いますと、北海道別海町・厚岸町・浜中町、宮城県大和町・色麻町・大衡村、山梨県富士吉田市・忍野村・山中湖村、静岡県は御殿場市・裾野市・小山町、大分県では九重町・玖珠町、そして本市の15市町村長が、7月11日に防衛省に出向き、継続交付の要望書の提出を初めとする要望行動を行ったところであります。15市町村による連絡協議会はありませんけれども、関係市町村の代表として、これまで静岡県御殿場市長に要望書の取りまとめを行っていただいているところであります。来年度以降の見通しにつきましては、平成24年度以降もアメリカ海兵隊移転訓練が継続実施されるのであれば、演習場周辺住民の理解と協力を得るために、引き続き関係市町村と連携を図りながら、SACO関係特別交付分の継続交付について強く要望していくことにしております。

次に、地域振興局の新体制であります。今回の改革案では、振興局を充実させて、本課をスリム化することにより、効率的な事業執行を行う計画にしております。

各地域における祭り、イベント等の実施や市道及び水道等の維持管理、また福祉関係窓口の業務等、地域に密着したサービスについては振興局が行うことを基本に事務配分の検討を行っております。

これまで以上に事業が増大することを考えますと、計画している人数は約30数人は必要であると考えております。

次に、市への転入についてですが、転入手続は、通常、転入届の記載内容が事実であることを前提として受付処理を行っております。

したがって、その時点では、実際に住居があり住居しているかどうかの調査はいたしておりません。

後日、事実に反する疑いのある場合には実態調査を行い、居住の事実がないことが判明すれば、届け出義務者に催告し、最終的には職権削除することになります。この場合にも、住民の権利、義務に大きくかかわってまいりますので、慎重に行う必要があるとは考えております。

次に、由布市における肝炎患者についてであります。市の健康診査の肝炎検査でB型、C型肝炎ウイルス検査を行っております。平成14年から平成21年度までの肝炎検査受診者が3,813人のうち、要精密者は113人となっております。

感染経路につきましては、注射器の連続使用による肝炎の感染者かどうかの把握はできておりません。

昨年の5月以降にB型肝炎集団訴訟で、札幌地裁、福岡地裁において国と原告との和解協議が行われ、基本合意が成立いたしました。

基本合意では、過去の一定の期間において集団予防接種等を受けたことを証明する方法として、原告にかかる接種記録が記載された予防接種台帳の写しが認められたほか、予防接種台帳に記載がないことが証明されたものについては、別途の証明方法が合意されたところであります。

国からは、由布市に関連のある方が原告として参加されている場合に、過去の予防接種台帳の開示請求があれば、由布市の個人情報保護条例等に基づき、台帳の写しを交付するように求められているところであります。

以上で私からの答弁を終わります。詳細につきましては、担当部長より答弁をいたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**河野 眞一君**） 教育次長でございます。西郡議員の御質問にお答えいたします。

報告第13号平成23年度由布市教育委員会事務の点検・評価報告についての表題につきまして、まず年度は、報告書の作成年度であります23年度といたしました。

次に、「由布市の教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検評価の結果に関する報告書の提出について」にすべきではないかとの御指摘につきましては、各教育委員会によりまし

て表題はそれぞれ異なっております。由布市におきましては、教育委員会における事務についての点検評価報告書であることを簡潔にあらわすために、記載の表題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 総務部長でございます。条例の形式についての御質問にお答えをいたします。

今回、提案をいたしております由布市スポーツ振興審議会条例は、スポーツ振興法第18条第6項の委任規程により定められた条例でございます。

改正形式として、一部改正か全部改正かについては、法的には明確な基準はございません。法令等の改正部分が広範囲かつ大幅に行われる場合には、一部改正では複雑でわかり難いことから、全部改正による場合が多いのが実情でございます。

御指摘のように、本条例の改正では改正部分のごくわずかでございますが、法律が全部改正される場合、その委任に基づき制定されている政省令、条例等はその法律と同様に全部改正をされるのが通例でございますので、全部改正といたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 肝炎の詳しい説明というのはもうないですか、具体的な由布市の実態について。

○議長（**浏野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 12番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

肝炎の実態でございますけども、先ほど市長が答弁いたしましたように、B型、C型等の実態は把握しておりません。ただ、14年から21年度までの実態といえますか、感染者につきましては、C型が79人、B型が44人というふうになっております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 実はきょう、議運を早く開かせられたんですね。内容は聞いていたら、私はこの一般質問の後に行う質疑の通告でわかった議案の訂正と、議案じゃないけれども添付資料の差しかえなんですね。通告制度というのが、私はもちろんいいと思います。しかし、その手続きをどういうふうにするかという点では、やっぱり通告を尊重して、質疑が終わった後に議案の訂正をするというのが、私は順調ではないかというふうに思うんですよ。

私が質疑を出したら、その質疑をする意味が全くなくなってしまうちゅうような取り扱い方というのは、私はどうも自分自身納得いかんのですがな。最初に言い忘れたことを言っておきたい

と思います。

HOYO・AC・ELAN、16名の方が由布市内で働いていて、その応援組織も100名の中、由布市内の人が相当いるということで、もっともっと広がると思いますけれども、そういう点で応援サイドの広報の仕方というんですかね、いつ行ったら試合がありますっていう市報に出ているやつは、それはそれでわかるんですけども、市民がより身近に感じるちゅう、端的に言えばこういう私生活も含めて、選手の食事がどうだなんていうのは、これは私すごいと思ったんですけどね、アスリート何とかいう。

ここまでとは言いませんけれども、何らかの工夫があっというふうに思うんですけども、これまでずっとそれを担当してきた広報としてはどういうふうにそれを考えているのか、今までのことで、このままでいいというふうに考えているのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） これからまた検討していきたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 実は、SACO予算については非常に関心があるんですね。由布市にとってもそのいろんな条件なしに1億円でかなりのことを今までやってきました。だから、そういう点で言えば、演習をやっている最中は当然出すのが当然で、演習をちょっとやめているからということで、途中やめた時期もありましたけども、そんなこともってのほかだというふうに思います。

そういう点で言えば、もっとしっかりした、組織的にやるべきじゃないかというふうに思うんです、これ。私が聞いた4者協との関係というのはよくわからないんですけどね。それ直接何も関係ないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（**日野 正彦君**） もちろん現在、ここに15市町村の代表、大分県でありますと、玖珠町が今、幹事として連絡をとっていただいておりますので、一応玖珠町の方で大分県との関係をまとめていただいて、そして15市町村のまとめを御殿場市の方でしていただいております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 私が聞いたのは4者協の、特に、県との関係で、答えますか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） この要望活動は、今4者協という名目ではありませんけれども、県も一

緒にこう要望行動していただいております。だから、4者協で行ったと同じような形になってきております。

○議長（**淵野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 実は県に行ってびっくりしたんですね。防衛交付金、地元一般的な交付金のこと、あるいは県を通じて行う障害防止事業について県を訪ねていったら、県はほとんど関与してないんですね、これびっくりしたんですけども。障害防止事業は県はやっているよと、確かに。やっているけれども、それはおたくとその防衛局というんですか、がその交渉してやったことで、うちはその仕事をトンネルでやっているだけだと。そういうことをうちに聞いてきても困るというような言い方をそのときはされたんですけどね。その点で言えば、私は市町村の役割というのはやっぱり大きいと思うんですよ。県の顔を立てる必要はない、県はそこまで一生懸命やってないですよ。

そういう点で言えば、市町村、幹事が玖珠ならですね、やっぱり先頭に立って行って、積極的にやっぱりもう由布市が先頭に立ってそれをよくしていくというのが必要だというふうに私は思うんです。

残念なことに、私はどういうわけかその最初の日出生台特別委員会に入れてくれたんですけども、それ以降はずっとはじき出されて、もう次の議会は入れてもらえるとは思うんですけども、ぜひそういう意見を私は反映したいんで、次の改選のときには何とか役割を与えてほしいというふうに思います。

次に、報告13号だったんですね、ごめんなさい。私の勘違いです。

表記の仕方、いろいろあるちゅうような言い方をしましたけれども、要するにそういう指定は別がないということがわかったんですけど、考えてどうですか、事務そのものはページをくくってみてください。おたくが書いているように、22年度事業って書いてあるんですよ、ね。だから無理があるんですよ。これでいいってまだ言い張りますか。

○議長（**淵野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**河野 眞一君**） 教育次長でございます。御指摘の件につきましては、私どもとしましては、先ほど申し上げましたように、年度報告でありますということで御説明いたしましたが、市町村によりましては、22年度事業というか、小分けをいたしているところもございまして、今後、御指摘につきましては教育委員会の方に表題の文面も含めてお諮りをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 諮った後どうなるかということも気になりますけれども、そのと

きはまたそのときで。

次に、スポーツ推進審議会条例、その法律と省令とか施行令とかいうのはそれはわかるんですよ。うちは条例でその法律を引用しているだけで、その引用条文もその法律はこれにかえますというので、一部改正でやっているわけですから、何ら条例がそれに拘束されることはないんで、何か言い負かすように考えちよるんじゃなかろうかという答弁なんですけど、そこら辺はどうですか。

○議長（**浏野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 総務部長でございます。

別に言い負かそうと考えているわけではございません。先ほど、冒頭で申し上げましたように、法が条例に委任をしているという規程でございますので、法が全部改正の場合は条例も全部改正という手続きをとっているのが通例だということでございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 通例をとらない場合もあるということ若干考えられますね、今の表現だと。それでそれなら治めましょう。

ところで、振興局が市民センターうんぬんということについてやっぱり肝心の部分は聞きとれないんですね。何でこういう形を考えたかという基本的な考えというのは、全く理解できない、それを表現しようとしな、それは先般議会の説明会でも議員の中から言われました。こういう作業というのはもう当局がやればいいだけの話で、わざわざその地域審議会ににかけることじゃないんじゃないかという同僚意見の、そのとおりですよ。そういうことを投げかけられたって、真意はわからん、考え方もわからんのに、そんなことああじゃこうじゃ言う立場じゃないですよ、普通の市民は、審議会では。

そういう点では、審議会はすごいことをいろいろ言っていました。私やっぱり聞いてすごいなと思ったのは、理由をいろいろ述べているけども、この理由は全部職員の都合じゃないかと、ね。やっぱり女性の委員の方、言っていましたよ。そりゃそうだというように、私も思ったんですけどね。

そういう場合、市民にとってこういうふうなメリットがあるという形で皆さんが納得できるような、そういう基本的な考え方、説得する資料、説得する資料って言ってもその資料を提出を求められてどんどん出しているのが今の姿なんですよ。みっともないったらありゃしない。十分考慮してこういうふうな考えましたからどうですかということを示して参考資料をつけてあげるといのはわかるけれども、その審議会の委員があれも欲しいこれも欲しいちゅうた、もう自分たちに考え、何も考えないものですから、どんどんどんどん出していくわけですね。情けないやら悲しいやら、そういう点で言えば、私は挟間の審議会の答申というのは素晴らしいものが出るん

じゃないかというふうにはちょっと思っているんですよ。

なぜなら、ちょっと委員長の、委員長というか会長というか、暴走部分も若干ありましたけども、みんなの意見をとりまとめようと皆さんからそれぞれ意見を出してもらって、そしていろいろな地域の問題も含めて皆さんの意識状況も、皆さんPTAの方も周囲の方も自分の周りではこうだということを率直に言ってました。

私もある程度感激して、これはなら答申は期待できるなというふうには思って帰った。多分湯布院もそうじゃないかというふうには思うんですよ。残念ながら庄内はわかりません。

次に、住民票の件については、市長の答弁できちんと今後、是正というかまともな指導が行われるというふうには受けとめました。それを期待しておきます。

とにかく住民の不信感というのはやっぱり強くなっているんで、そういうことがまかり通るちゅうことはちょっと許されないと私は思います。

それで、先ほど言ったような答弁のとおりに進めていってほしいというふうに思います。

関与については、こっちは専門分野ではないですけども、一応把握していると。で、それについては、市長の回答の中にやっぱり気になる部分があるんですね。裁判で和解した部分の原告については対応するけれども、それ以外については言及がないんですね。基本的には、由布市の患者すべてを救うというのを基本法の考え方ですよ、あれ読んでみると、目的条項も市町村の役割も。だから、そういう点で言えば、由布市に私、通告した後やったんやけども、このあれが、請願が出されたということで、ぜひとも関係常任委員会は十分検討されて、それを由布市でより積極的に生かしていくようにしてほしいというふうに思います。

一般質問通告書になかったけれども、私言いました。6月議会であんな答弁をして、そして自分が、つい先日、何日前ですかね、例規集の改正があったんですよ、差しかえが。それで、調べてみたんですね、どのぐらいあるかというのを。

水道関係の、水道関係だけでこれです。もうコピーさせてもらって、全部線を引くんで。それで条例に水道事業の管理者の権限を行う市長「管理者」という表現以降、管理者という表示は190出てくるんですよ、この中に。すべて管理者なんですよ。それが今までの当局の統一見解だったんです、私に対する回答のね。専任の管理者は置かないけども、管理者の権限を行う市長というのは、表記は管理者でいいんだと、そう言い張ってきたのが6月の例月出納検査のとき、あるいは今回の決算審査のときにも由布市水道事業市長首藤奉文にかえられているんですね。いとも簡単にかえた監査委員というのは何を考えているんかと。こういう条例に基づいてそういう事務手続きを行っているのかどうかというのをチェックせんにゃ悪いのに、それが前回とんでいるんですね、監査委員がないからこれ以上言いませんけども、それほど今度の委員会で監査委員に出てきてもらって、私説明を聞きたいと思うんですけども、実際に起案した水道課、ある

いはその決裁をした前の部長ですか、今の人に言うのは酷なんですけども、当然そのやりとりを知っていた今の部長も、総務部長もそのことを知っているわけですから、6月議会のときに。

だから、そういう点で言えば、私は由布市はこの程度のものかという情けなくてしょうがないんですよ。

こういう条例や規則と照らしてどうなのかということ、もう法制に非常に詳しい総務部長ですね、それと、そういうことに対して目を配るべき副市長に最後に答弁を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） お答えをいたします。

だれのことを指しているのかちょっとよくわからなかったんですけど、確かにその水道事業の管理者を置かないところについてどう表記するかということは、過去からもずっと御指摘がございましたし、大変難しい面もあろうかと思えます。監査委員がそういう結論を出されたということで、条例等の整合性については十分検討させていただきたいと思えます。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 私の方からお答えいたします。

本当に一つの条例をかえるときに、その関連する条例にどのぐらい気を配るかということは、本当に重要なことでございます。その面も含めて、何かあったときにはそれに関連するのはどうかということがチェックできるよう、今からも頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議員（**12番 西郡 均君**） 以上で終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

.....
○議長（**渕野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時01分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、6番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 6番、小林華弥子です。一般質問もいよいよきょうは私で最後となりました。今議会が8人しか議員が一般質問を上げてないので、非常に人数が少なくて市長も何か物足りなそうな感じですので、最後ですからしっかりと一緒に議論させていただければというふうに思っております。

一般質問、今回は4項目について質問をさせていただきますが、また時間不足に陥りそうなので、なるべく答弁は簡潔にさせていただければと思います。

1点目、庁舎問題と地域自治についてお伺いをいたします。

地域審議会に本庁舎方式を前提とした組織改革案を諮問されました。市長はこの問題について市民の意見をどういうふうに聞いて今後の計画に反映させ、まとめるつもりなのか。3地域審議会の答申をどういうふうにまとめるおつもりなのかお伺いします。

それから、今回、示してきた組織改革案の作成期間、これを作成するまでに1年以上かかっているとありますが、それと諮問期間、諮問期間がたったわずか3カ月弱ということですが、この期間についてどのように考えているのかお伺いします。

それから、これは最終的な庁舎問題を決める最終判断はどのような形でだれが行うというふうを考えていらっしゃるのか、議会の議決とはどのような形で絡めるおつもりなのか教えてください。

それから、根本的にこの庁舎問題というのは、行政の組織改革というのは単なる組織や建物の問題ではなくて、由布市における地域の自治をどのようにつくっていくかという問題だと考えますが、その視点から市長は今後の由布市が掲げる地域自治のあり方と今回の庁舎問題や組織改革をどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

2点目、国民宿舎の利用計画についてお伺いをいたします。

国民宿舎は、東日本大震災の被災者の一時受け入れ施設として今、利用されておりますが、今後の施設の活用方針はまとまったのでしょうか。また、あるいは今後、被災者の受け入れ施設としての機能、提供はどのようなふう展開をしていくのか教えてください。

3点目、保育園の入園待機児童についてお伺いをいたします。

これ以前にも私質問をしましたがけれども、その後、今の由布市の保育園入園待機児童の現状はどうなっているのか。また、由布市としてこの入園待機児童に対する今後の対応策と方針はどのように考えているのか教えてください。

それから、追加質問で、今回提出された議案、行政報告に関して追加で出しております。

議案58号として、湯布院地域の土地を民間に売却するという売買契約の契約書が上がってきた議案があります。この湯布院地域の今まで市が持っていた公有地を民間に売却するという議案ですが、提案理由の説明を聞きますと、この地区を将来的に市の公有地として利用する目的がないためというようなことを説明されていました。しかし、この土地は今阿蘇くじゅう公園区域内でもあります。そういう由布市の土地利用、あるいは景観方針に照らしたときに、この国立公園区域である公有地を民間に売却するということをどういうふう考えているのか、4点お伺いします。

再質問もこの席でさせていただきます。

○議長（**淵野けさ子**君） 市長。

○市長（**首藤 奉文**君） 一般質問の最後になりましたけれども、6番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、庁舎問題と地域自治についてお答えいたします。

今回の組織再編計画案は、昨年新設した人事職員課を中心に、中堅職員による組織再編検討委員会を発足し、協議を重ね、原案を作成いたしましたところであります。本年度に入りまして、部局長会の議論を経て現在の計画案となったところであります。

この計画案は、議員の皆様にご説明すると同時に、地域審議会に諮問をいたしておりますし、8月の各地区自治委員会でも説明をいたしております。

自治委員会では、まとめ方に違いはありますが、各自治区それぞれの意見を取りまとめた後に、連合会として意見を提出すると聞いております。

地域審議会の答申、自治委員会連合会の御意見、また議員の皆様のご意見、また市民皆様方の個々のさまざまな御意見を伺い、これまで私が数年間かけていただきました御意見等を参考にしながら、総合的に判断をしております。

地域審議会の諮問期間であります。市としても十分な検討案、検討いたして案を作成しております。そういう期間をかけての案でありまして、これを諮問することです。

そういうことありますから、あくまでもこの期間につきましては一つのめどとしてとらえていただき、精力的に御審議をいただいているところであります。

地域自治のあり方と庁舎問題や組織改革の結びつきにつきましては、これまでも御説明してまいりましたように、「地域でできることは地域で行う」ということを基本に、地域に根差した組織と事務分掌の検討を行っております。

数十万人の都市に比しまして由布市は3万6,000人の市ではありますけれども、町の規模であると考えております。身の丈にあった行政組織を目指し、事務の効率化を図りながら、これまで以上に住民福祉の向上に努め、市民の皆様にご不便をかけることのないよう、組織機構にしていきたいと考えております。

次に、国民宿舎の利用計画については、跡地利用計画策定委員会で熱心な議論をいただいているところです。

6月に短期的な利用計画について委員会から中間報告をいただいております。市ではこの中間報告に基づいて早急に利活用できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、長期的な利用計画につきましては引き続き議論をいただいているところであります。

また、東日本大震災被災者の一時受け入れ施設としての利用は9月末をめどに受け入れを終了

して、宿泊棟の取り壊しに取りかかりたいと考えております。

次に、保育園入園待機児童についてでございます。9月1日現在で、由布市には国の示す定義による待機児童はおりません。しかしながら、湯布院地域においては希望する保育園への入園を待っている児童が8人おります。

近年、保育園に対する需要は多様化するとともに、女性の社会進出の増大や経済情勢の影響によって共働き家庭がふえたことによりまして、入園希望者は年々増加傾向にあります。

由布市では、保育園園舎の改修で定員増を図るとともに、すべての幼稚園で2年保育を行い、待機児童の解消を図ってきたところであります。

湯布院地域では、2月の入園申し込み締め切り時点において、申し込み者全員が入園可能でありましたが、年度当初の4月に、希望どおり入園できない児童が4人発生いたしました。

保育園運営基準によりまして、園の施設面積や保育士の数に応じて園児の定数は定められていることから、待機児童の完全解消には厳しい現状がありますが、引き続き保育園との連携をとりながら、待機児童解消に向けて努力してまいりたいと思います。

今後は、国の子育て支援制度の中で「幼保一体化」の動きがありますので、国、県の動向を視野に入れながら、安心して子育てを行える環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

次に、湯布院の市有地の売却についてであります。当地域は、都市計画区域内の無指定地域となっておりますが、阿蘇くじゅう国立公園区域であることから、自然公園法の適用を受けております。

また、湯布院都市計画区域マスタープランでは、阿蘇くじゅう国立公園に属する丘陵地は身近で良好な自然環境を有しており、自然志向が高まる観光資源としての保全、活用を図るよう定められております。

買取申請者はこの地域が国立公園内であること、潤いのある町づくり条例等による規制があることを十分承知しております。また、湯布院の景観を背景に営業しており、使用する薪の採取やシイタケの栽培等を目的として、当該地の売り払い申請がありましたことから、当然このような用途に利用していただけるものと思っております。

「売買契約書」にも土地利用の制限の条項を設けておりまして、細心の注意を払っているところであります。

また、入会権を有する地元関係者にも協議、同意を得ておりまして、関係者の総意により売り払いにいたったところであります。

普通財産である市の遊休市有地は、維持管理に経費が必要となりますので、貸し付けや売却による民間の有効活用を推進しておりますが、自然環境の維持保全、森林や草原の計画的な維持保全を図ることは言うまでもございませんので、十分配慮してまいりたいと考えております。

以上で私の答弁を終わります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ありがとうございます。では再質問をしたいのですが、ちょっと順番をかえて、庁舎問題はあとでまとめていきたいと思っておりますので、それ以外のものからさきに再質問をします。

国民宿舎の件ですけれども、被災者の受入施設とした9月末をめどとするということで、その後は宿泊施設を取り壊すということだったんですけれども、当初国民宿舎の利用計画については中長期に分けてそういうことだったんですが、ここに来て被災者の受け入れ施設として活用していたことが非常に有効だったなというふうに思っています。

で、先日、私もちょっとかかわった福島の子どもたちが由布市に来てくれたときにも急ぎよ受け入れ施設として提供くださいましたし、むしろ先日も合同新聞なんかにもありますが、九州への避難者もふえてきていて、こういう今のその被災者の状況を見ますと、震災直後よりもむしろこれからの方がこういう九州とか遠地では避難者、あるいは移住を前提とした避難者がふえてくるのではないかというふうに思います。

で、国民宿舎は国民宿舎として当初の計画どおり取り壊して跡地利用を計画するのはいいんですが、市としてこういう被災者の受け入れ施設を持っておくというのは、非常に有効でもあるし、由布市としての支援の一端にもなるのではないかなと思っておりますが、そういう国民宿舎を取り壊した後、そういう被災者の受け入れ施設というものを市として持つておく予定はあるんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 実はことしの7月ぐらいにはかなりの問い合わせがありました。で、7月の後半から9月の1日まで茨城の方を受け入れていたんですけど、その後も1組だけ受け入れをしました。で、現実、今ほとんど問い合わせがございません。その関係で9月末をめどにしたいということで考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 現実問い合わせがなくなったからということではなくて、あっても、例えば県なんか市町村のそういう施設があるかないかのとりまとめをして情報を出したりしてますよね。逆に言えば、その施設があるから問い合わせも来ていたのかなということもありますし、それから、そういう茨城の方が2カ月入っていらしたり、こないだみたいに自主避難をされて来られた方の口コミなんかで、今からそういうニーズがふえるのかなと思うんですね。

で、国民宿舎みたいに常時そのだれかを張りつけて施設の維持を管理するというのは非常に大変だと思いますが、だからそこまではできなくても、例えば市内にあるその宿泊施設とか、例えば指定管理者に出しているゆふの丘プラザとか、あるいはその文理大の研修所なんかもあります

し、ああいうものちょっと協力をして、常時何十部屋も要るわけではないので、もしそういうその希望があった場合には1部屋とか2部屋とか提供していただけるような、そういうようなことを協議して、ニーズがあったときには受け入れられるというような体制を組んでおく必要があるんじゃないかなと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 確かにその必要性もあると思うんですけど、例えば今小林議員が言われたそういった施設になると、かなり町なかから離れるんですよ。で、今来ている方、問い合わせがある方というのはほとんど動く状態ができないもんですから、もうほとんどが、今度、今回来られた方も自分で動くというのがほとんどできないもんですから、そういったことを考えるとなかなか難しいのかなというふうにも考えています。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そこじゃなくてもいいんですよ。私はその基本的に姿勢として市が何かそういう移住を前提としたりしながら、一、二カ月由布市に来たいといったときに、ありますよということを用意しておいてあげるということを、市の姿勢として持っておくべきではないかということを行っているんですね。

それで、具体的にそういう姿勢を示したら具体的にどういう施設があるかとよく検討していけばいいんで、基本的にそういうお考えがあるかどうかということ、ちょっと根本的に、これ市長か副市長でもそういうことをお考えになりませんか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） そのことは大事なことで考えておく必要があると思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） これちょっとぜひ前向きに、ニーズがないかもしれないんですけど、考えていただきたいと思います。

実際に利用者は少なくとも、来られて国民宿舎を利用された方とかは非常に感謝されておりましたし、市としてそういうものを持っておくという姿勢が、私は一つの自治体としての支援の方向でもあるなと思うので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

あと、保育園の入園待機問題についてなんですが、前回は質問したのがもう19年の6月のときにも質問したんですが、そのとき挾間の方の入園待機児童問題について質問をしました。そのときも今の市長と同じで、市としては入園待機児童数というのはゼロになると、由布市全体を見ればゼロになるけれども、地域別に見ると、実はばらつきがあって、挾間、庄内、湯布院別に見ると、特に挾間と湯布院で待機児童がいるというような状況だというふうにお伺いをしました。

で、庄内は定員に対して入園児童が全部入れているんですけども、挾間と湯布院では、これ待

機児童と言わずに潜在的待機児童というふうにならざるを得ない状況から教えてもらったんですけども、
がいるということです。

で、ちょっと事前に資料を取り寄せさせていただいたんですが、ここ3年間の21年、22年、
23年のこういうその挟間、湯布院、庄内別に見た、入りたい、保育園に入りたいけれども入れ
ない子どもが何人いるかというのを出してもらったんですが、庄内はゼロですが、挟間は待機児
童、21年のときは非常に多くて年間65人ぐらい、1年間ですよ、いたんですが、それが今、
市長おっしゃったように、定員をふやしてくれたり、挟間の方が定員をふやしてくれたりしたの
で、今は5人ぐらいですかね、5人ぐらいいるというようなことですが、問題は湯布院だと思
うんです。で、今の現在では8人というふうにならざるを得ないけれども、数字で見ますと、
21年のときには湯布院地域では7人ぐらいしかいなかったのが、22年では年間で35人、で
その後、23年、これちょっと23年度ですかね、現在の段階で総計で55人というふうになっ
ています。

これ急激にこの湯布院におけるその保育園に入りたいけど入れない児童数がふえているとい
うことなんですが、これが、この推移をどういうふうに取り扱っているのか、特に一、二年、ここ
一、二年だけの突発的な、特にこの学年の子どもが多いだけの現象なのか、あるいは恒常的にこ
ういう待機児童数がふえてきている傾向にあると読んでいるのか、どういうふうにならざるを得
ない数字の推移を読んでいるのかによって、今後の対応が変わってくると思うんですけど、この急激な湯布院地
域での待機児童数がふえていることをどういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**津田 淑子君**） 子育て支援課長です。お答えいたします。

湯布院地域におきましては、湯布院地域っていうか、最近はお子さんさんがゼロ歳、生まれても
う3カ月から預けられますので、お母さん方のやっぱり就職の意欲というのがだんだん出ており
ます。それは、先ほど申しましたように、やっぱり経済的な面もあるのかと思いますが、それも
ございまして、それから育休の復活、それももう1歳ならずには育休明けで希望する方、それから
地域性で家が商売をしていらっしゃる方とかありまして、両親働いているので子どもを預けたい
とかいう、そういう湯布院独特の特徴もございまして。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） それがお急にふえているというのを、その三、四年前まではそんな
にいてもこう10人以下だったのが、こう2桁代にふえているというのは、何か特別な理由があ
るのか、それとも傾向としてこうふえてきているということなのかというのを知りたいんですが。

○議長（**渚野けさ子君**） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 実態としてはつかめてないんですけども、ことし待機児童が多いことに関しては、特殊的に児童の数がふえているというような状況でございます。ただ、現時点の入園者数が来年の4月に卒園した時点で、その人数が来年の3月に、何歳児かわかりませんが、就学前の人たちが入ってくることは想定をしております。人口のピラミッドというか、人口推計からしても恐らく来年度については待機児童がなくなるのかなというふうに推測をいたしております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） こういう問題について今わかりましたけれども、どう読むかによって対応が違ってくると思うんですね。その今言われたように、例えばここ一、二年に特にこういう多いのであれば、先ほど市長の答弁にもあったように、例えば保育士さんを臨時でふやして、定員をことしはちょっとふやして対応するというようなことで対応を考えているとか、あるいはもう恒常的に、潜在的にもう湯布院の特質やら最近のそういう就業する母親がふえてきたとか、いろんな経済状況から見てもう年々年々こうだんだんふえていくんだという傾向に読むのであれば、これはちょっと中長期的にその由布市の保育環境の整備をどう考えていくのかということを考える必要があるんじゃないかなと思うんですね。

そこら辺の視点を分けて、中長期的に考えれば、先ほど市長も言われましたけれども、私は幼保一元化認定保育園みたいなことの制度も結構本格的に今から検討して取り組んでいくべきではないかなと思うんですが、その国や県の動向を見ながらと言いましたけど、市がまず率先してこの認定保育園の導入みたいなことを具体的に検討は進めているのでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 認定保育園と今後予定されております子ども園の内容というものは、ほぼ内容的には同等だというふうに、現時点では考えております。

で、保育園が仮に子ども園になったときに人数がふえるかということ、保育士さんの人数によって保育園児童が決まっていますし、面積的な広さもその園児の年齢によって変わってきます。保育園の方がもうキャパが一緒だとすると、幼児教育が入ってきても定数がふえないと思うんですね。

で、むしろ幼稚園の方が現時点では定数があいているというふうに伺っておりますので、そちらの方で対応ができるように、例えば四、五歳児の方が保育園にまだ残っている方たちもたくさんいますんで、そういう人たちが幼稚園に行っていただけるようなことを何か対策をした方が、解消につながるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） わかりました。

特に湯布院の場合は保育園から幼稚園に移らないで、最後まで保育園にいる子が多いということで、それを幼稚園に行かせるということがちょっと現実的かどうかわかりませんが、そういう意味ではぜひ具体的に幼保一元化の取り組みも真剣にちょっと検討をぜひ進めていただければなというふうに思っております。

潜在的にやっぱりこういうニーズがふえてくるのであれば、将来を見据えた手を打っていく、政策を打っていく必要をぜひ検討していただきたいと思います。

次、議案58号です。で、これ総務委員会の管轄なので、自分も、私も総務委員会なので、自分の委員会で審議すればいいんですけど、ちょっと議案の審議そのものよりも根本的な市の姿勢を問いたいので、一般質問で取り上げさせていただきました。

国立公園地域であるということですね、阿蘇くじゅうの国立公園地域であるということですが、基本的にこういう国立公園地域を市が公有地として持っているということの意味合いなんですけど、市長自ら言いました、今基本的には保全、森林の保全ですとか自然景観の活用を図るために市が持っているんだということであれば、議案の提案理由の説明にあったように、市が将来的に土地を利用する目的がないから売却するんだというのは、私は非常に目的と反しているんじゃないかなと思うんですね。

そこら辺、どういうふうに考えている。単にこう申請書が上がってきて、その申請者の申請内容が大丈夫だろうから売ってもいいというような話じゃなくて、ここは基本的に国立公園として山林自然の維持保全をするために市が公有地で持っているんだから、その目的に鑑みたときに、私は安易に民間に売却するというような判断を下すべきではないと思うんですが、そういう審議や検討を、例えばその担当所管ですとか、景観マスタープランなんかもつくっている審議会などに諮って協議して決めた結果なのかどうかを教えてください。

○議長（浏野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

この問題に関しては、由布市の財産管理委員会という、私が委員長になっておりますが、関係各課が集まって協議をいたしました。その中で本当にやはり国立公園内というのは当然景観の保全というのは最優先に考えなければいけませんし、現在策定中の景観マスタープランの関係の分も担当部署が出てきて議論したところであります。

その中で、いろんな条件をつけられないのかとか、一つの安心は逆に何か開発をするとかいうことにしても、国立公園、自然公園法がかぶっているということで、そこでかなりのいろんな制約をつくると、受けると。

例えば、湯布院のスポーツセンターの人工芝の施設、これも環境省の方から人工芝は自然物で

はないとかいろんな条件をつけられてやっておりましたので、その辺はある程度安心できるのかなというような議論の中で、地元も売りたいと言っているというようなことをいろいろ議論した中での決定となっております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） その議論の中にその国立公園が厳しい用途規制をかけて規制をしているから、国の規制があるから市が民間に売ってもいいというのは、私はすごく逆行するんじゃないかと思うんですよね。都市計画、土地利用の地図を見ても、この国立公園のこの地域が一番厳しい色が塗られているわけですね。で、市が独自に色が塗れない、国立公園区域内だからということで、すべてにそれを預けているのであれば、むしろ市もその国立公園法の趣旨を十分尊重して、市が公有地として持っているのであれば、森林の、森林環境保全維持に使うということが目的にしなければいけない。

それを民間に、それも商売目的の民間に売却するという判断が、私はそもそもこの土地利用の観点からこういうことを抜本的に考えるという体質はないんじゃないかと。目の前に買いたいって出てきた話の条件がよければ売ることじゃなくて、市全体の土地利用だとか、あるいは国の方策、方針を考えたときに、ここは公有地として持つておかなければならないということが大前提ではないかと思うんですよね。そういう視点を持って議論されているのかどうかということころだと思うんです。

○議長（**瀧野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えいたします。

実は現地の状況等も確認いたしました。現地、今一部施設があるんですが、その他の土地につきましてはほとんどが傾斜地というか、斜面地になっていると。現状としてなかなか野焼きができるような状況にもないというようなことも踏まえて、逆にその部分のところについては、民間の手を入れてもそんなに大きな問題が起こらないのではないかと、個別具体的に判断すべきだというのが、最終的には我々の委員会での判断でございました。

現地を多分御存じだと思いますが、現地全体面積のうち、ほとんどの部分がかなりの斜面地になって、傾斜して、実際そのまんまの状態でも保全されるような状況になっているというのを判断の一つの基準になりました。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） この、先ほど市長も言われたけど、申請者がこういう国立公園内だとか、湯布院の町づくり条例の精神なんかは十分承知しているということで、今回の案件については大丈夫であろうと言われましたけど、私も個人的にこの申請者は古い友達なのでよく知っ

ているんです。だから、今回の申請者が何かその国立公園だとか湯布院の土地利用に反するような利用の仕方をするとは思えないんですよ。だけれども、私はそういう個別のことを言っているのではなくて、市がこういうことを判断するとき、市の全体的な土地利用の考え方だとか、そのここはどういう地域として保全していかなければいけないことだとか、そういうその市の総合的な観点でまずは判断をして、その上でどうしてもここを手放さなければいけない理由が出てきたときには、個別協議、個別審議をすべきだと思うんです。

今回その基本的にそういう判断をしたところが全然見えないんですよ。で、もちろん契約書にいろんな協議をするとか禁止要綱を盛り込むとかいろいろ書いてますけれども、例えば、私、本来でしたらここを国立公園と市が公有地として持つておくということが大前提であれば、どうしても場合は、例えば貸しつけをするとか、その10年、20年契約で貸しつけをするとか、貸付料については9対1で地元の地区にも入るわけですから、そういうことも協議できたと思いますし、それから用途の規制をかけると言っても、契約書に書いている用途の規制というのは風俗営業や暴力団に貸すなというだけで、そういうことを規制したいわけではないわけですよ。

だから、もうちょっとその根本的に土地利用に鑑みた判断、議論がされた上での協議をすべきだったのではないかなというふうに思います。

この先は私も総務委員会でやりたいと思いますので、今の結論は結構ですけど、もう一遍ちょっとそこら辺を根本的に、今回のことに限らず、そういう市の根本的に持っている方針や考え方を照らしながら、個別の事案を検討してもらいたいということをここでは申し上げておきたいと思います。

庁舎問題に入りたいと思います。

諮問が出ました。ちょっと資料をお配りさせていただいておりますけれども、これまでのこの庁舎問題についての経緯を振り返りますと、私が言うほどでもないんですが、最初の、1回目の諮問が平成20年の10月末に出されました。そのときには、そのいわゆるフリーハンドで庁舎問題についてどう思うか、3地域審議会で議論してくれと言われて、3地域審議会が議論に議論を重ねて10カ月に及ぶ議論を重ねられて答申が出たのを覚えていると思います。

で、その答申の内容は非常に厳しくて、まだまだこれでは十分に審議できる状況ではないから、もっと地域審議会に関する明確なビジョンだとか市長の考え方を示してくれというようなことで、市長もそれを真摯に声を受けとめて、もう一遍じゃあ具体的な組織の案、振興局の案をつくると言われました。

それから、選挙がありましたので、しばらく間はあいてましたけれども、22年の7月7日に組織再編検討委員会が設置されてから、今回の案が出るまでに約1年以上かかっているわけですよ。

で、1年以上かけるのはそれはそれなりの時間がかかって十分な議論をしてきたからかかったのは結構ですけれども、私はそれを地域審議会に投げて、その二、三カ月で答えを出せということに非常に怒っているわけです。

で、こういうことをそのどう考えているのかという話ですよ。で、この下に私はちょっと表を出していますが、これ去年の私、一般質問でお配りしたときの資料そのままです。こういう庁舎問題というのは、地域の市民を巻き込んでいろんな意見を聞きたいのであれば、市長の方で案をつくるなんていうのは、早くさっさとつくって、いろんなたたき台なんだから、市民の声を聞きながら修正していけばいいんだから、案は早く出して、それよりも市民に投げかけたら市民の人たちに長くいろんなことを議論してもらって時間をじっくりとってくれと、案は早く審議は長く議論はじっくりと、私はあのとき申し上げたんですけど、それを全く市長は無視されたのかと思います。

市民の意見を聞きながら聞きながらと言いますが、市民の皆さんはもう今、先ほどの西郡議員が傍聴に行かれたように、本当に真剣に、もう毎週のように忙しい中、毎週集まって一生懸命議論しているわけですよ。こうやって議論を重ねていく間に、市民の人たちが自分たちで勉強したり、あるいは市の行政サービスについて考えたり、あるいは地域の自治というものはどうあるべきかということも議論を重ねていくうちにいろいろ市民意識が醸成されていくわけですよ。そういうことを総合的にまとめるためには、とても二、三カ月なんかで私はまとまるわけではないと思うんですよ。何か1年以上こねくり回した案を出しておいて二、三カ月で意見があれば言ってくれみたいな、そういう態度は私本当に市民をばかにしているんじゃないかと思って、怒りを禁じ得ないんですが、市長はどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 前回の庁舎問題についての地域審議会へ諮問をしたときには、本当にフリーな状況で意見を聞かせていただいて、そしてどうですか、どういう地域振興局がいいですかという諮問をしたわけでありまして、たたき台がないとなかなか話が進まない、これまで長い間、時間をかけてやったけれども進みにくいという形でありました。でもっと具体的な案を出してくれということであったと思います。

そういうことから、市としては地域振興局のあり方についてこういう振興局にしたなら地域の振興のためには十分果たせると、そういう振興局案をこれまでつくってきたわけでありまして、そのことについてこの地域審議会においてはこういう振興局ではどうでしょうか、もしももっとつけ加えること、あるいは省略することとかいろんなことがありましたらそういう意見を聞かせていただいて、振興局、こういう形ならいいよというような、私は答申をいただきたいと思っています。

そういうかって要望でありましたから、そういうことでしたわけで、答申の期間が短いとかいうのは一応のめどでありますから、十分議論をしていただいて、そんなに長くはこれだけ整備案をつくって出しましたからそんなに、前のようには長くならないと思いますし、できるだけ早くいただきたいという思いはあります。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そんなに長くかからないと、私全く逆だと思うんですね。その市長の流れは私大賛成なんです、その具体的な案を、たたき台を出すからそれを市民の方にどういう振興局が必要かの議論をしてくれという方向性は決して間違っていないんです。ただ、それをその1年かけてつくった案をポンと出して二、三カ月で判断しろということ自体が無理で、1年かけてきた案を市民の人たちが理解して、その検討するんだったら倍、2倍、3倍の時間をかけるべきだと思うんです、むしろ逆に。

案をつくってくる時間よりもそれを議論する時間の方が重要なんです。行政側が満足な案を出したからこれでいいだろう、文句ないだろう、不備がなければよしとしろという態度が見えるんですよ。そうじゃないんですよ。

そうじゃなくて、市民に出したら市民がそこからいろいろものを考えて自分たちで検討しなおして、そこで議論する、その市民の議論のプロセスこそが一番大切なんです。私はそこを言っているわけですよ。

行政職員が1年間かけて徹底的に練り上げたという案だったら市民はそれ以上の時間をかけて一緒に勉強をして練り上げて審議をすることが必要だと言っているんです。

今一つのめどだと言われましたけれども、それではじゃあこれから地域審議会がとても二、三カ月じゃ答申ができないと、もっともっと時間をかけてもっとゆっくり検討したいということであれば、そこは市長はそれを待つおつもりはありますか。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 一応めどを示させていただきましたので、それからもうめちゃくちゃに大幅にずれるということじゃないような状況でしていただきたいと思っています。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私は、その出し方自体に市の姿勢が垣間見えるのが非常に残念だと思っています。市民の議論、市民の人たちが議論しながらこうして学習し、意識が高まってくることが市長にとっては一番必要なことではないかと思うので、そこら辺の考え方をちょっと根本から考えなおしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、さきの質問で答えはなかったんですけど、これ最終的に市長は総合的に判断すると言いましたけれども、議決要件にするつもりなんではないでしょうか。議会の判断、議会が議

決ということで判断をするように持っていくおつもりなのかどうか、そこは明確に教えてください。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 議会の議決要件というのは、組織改編の中で部長制をかえると、部長をかえるということと、それから、もし今庁舎は本庁舎の位置を法的には庄内になっていますけれども、挟間にするのであれば議会の議決が要るし、湯布院にする場合でも位置がかわれば議会の議決条件になると、私は考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そうすると、今出されている案は、この資料を、審議会資料4というところに出されていますけれど、部長をなくす案にしているわけですね。総務部長だけにしてその産業建設部だとかそういう部を全部廃止しようとしているわけですね。今出されている案が。ということは、今出している案は、これは最終的に議会の判断をもらおうということをつくっている案だというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。

今のはあくまでも計画で、部長級についてはまだ検討するというふうにはしています。で、地域審議会の方に出したのは、市民センターの所長については部長級とするという形で出しています。以上です。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） だから案でいいんですよ。案でいいんですけど、今つくっている案を市長はこの案で新しい組織をつくろうとしたときには議会の議決が要ると、部を改廃するわけですから。議会の議決を通してこの方式をやりたいというふうに考えていると考えていいんでしょうかということを知っているんです。今の案を出しているということは、議会にかけようということでもいいんですかね。

○議長（**淵野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 基本的にはそういうふうになると思います。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そこは我々議会としては大きなところで、その議会にかけずに条例条項じゃなく、その市長の単なる課の統廃合権限だけで組織改革をやろうとしているのか、議会にかけて議案条項にしてまで、議会が最終的に判断をするのか、それで今から議論する主体と議論する相手が全くかわってくるわけですね。今おっしゃったように、今出している市長の案は、これ最終的に議会に判断をしてもらいたい案だということであれば、我々議会としてもこれは

真剣にその市長以上に市民との議論を聞きながら判断していかなければいけないわけですから、そこら辺をちょっと確認したかったわけです。

少なくとも今の案は市長は我々議会に判断をしてもらいたいということであれば、これは我々議員としても真剣に議論していかなければいけないというふうに思います。

で、問題はその中身なんですが、これだけ時間をかけて満を持してつくってきた案だと思ったんですが、私はそのいろいろ期待していたんですけど、申しわけないですけど、正直見てがっかりしたというか、ちょっとあきれ果ててしまいました。組織改革案と言っていますが、こんなものは改革でも何でもないんじゃないかと。これは地域審議会の中でも大分意見が出ていました。

ただ、現状にある課をくっつけたり減らしたりなくしたり、何課と何課を一緒にしたりというようなことをして、あと総職員数は何人にしますという数字をいじってるだけですよね。こういうものは改革とは言わないと、私に言わせれば思います。

本当につくんなければいけない改革案というのは、徹底的な行政職員の仕事の仕方と行政サービスのあり方、あるいは行政の機能というものを根本的に見直すこと、新しい由布市の行政機能というのはどういう組織にするのか、どういう機能を持ったものにするのかと、そういうことが改革なんではないかと。

そういう新しい行政機構をつくりたいから、庁舎方式を見直すはずではなかったのかと思うんですが、単に課をくっつけたり減らしたりするだけで、改革案と言うなど。そういうことがしたくてその庁舎方式をいじるんだったら、私は大きな間違いだと思うんですよね。

で、そもそも何で本庁舎方式に移行したいのかという目的です。先週同僚議員も一般質問の中で言っていましたけれども、いろいろここ4年ぐらい、この庁舎問題のやりとりを聞いていると、どうもこの目的が大分かわってきている、市長言うことが変わってきているんじゃないかと、私は思います。

というのは、平成21年の9月議会でもこの議案、この問題が取り上げられて、これはほかの同僚議員への一般質問の答弁なんですが、そのときに市長は本庁舎方式を目指す目的としてこういうふうに言っています。

基本的な私の考え方といたしましては、各種権限移譲などに伴う本格的な地方分権時代に備えて、複雑多様化する住民ニーズに柔軟に対応するとともに、職員の政策形成能力と政策自治体として自立を図るためには、本庁舎方式への移行は避けて通れないものと考えております。こういうふうに最初、本庁舎方式を目指す理由を言ってらしたんですよね。

それが大分かわってきて、先週同僚議員の一般質問への答えでは、単なるその職員が困るから本庁舎方式にするんじゃないかという質問がでたときに、市長は職員が困るからとか不便だから

ら本庁舎方式にしたいんじゃないと。本庁舎方式にしたいのは由布市の将来的な財政を考えてのことだと答弁されているんですよね。このままでは財政が破たんしてしまう、だから合併効果を生み出すためにも本庁方式にして効率化を図らなければいけないというふうに答弁されています。

つまり、本庁舎方式を目指す目的が最初は多様化する住民ニーズに答え得るその職員の政策形成能力を高めて、政策自治体として自立を図るのが目的だ、そういう行政機構をつくりたいということが目的だったのが、もう最近は財政効率を上げるために本庁舎化するんだみたいに目的がかわってきているように聞こえるんですよね。

もし、どんどん言わせていただくと、本庁舎方式に移行する本当の目的が財政効率のためだとしたら、それは大間違いだと私は申し上げたい。じゃあ本当に本庁舎方式にしたのが財政効率的で、財政効果が削減額がいくらあるのかと、そういう試算も出してないじゃないですか。

いみじくも先週の市長の答弁で、本庁方式のメリットとしては、本庁方式にしたときの財政削減効果があると、それは職員の人件費の削減とか庁舎間の移動コストの削減や公用車の一括管理などが期待できるが、それが一体いくらになるのかの全体試算はしてませんっておっしゃってましたよ。

そういう試算を出しもせず、本庁舎化すれば財政効率が上がるなんて、そんなこと言われても納得できるわけがないんですよ。どうですか、市長、その試算も出していないのに財政効率があるという根拠はなんでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 財政効率は正確な数字は出しておりませんが、大方の財政効率を考えたときはそうなるかと、私はそうなると思っております。

また、厳密に正式な試算を出せば必ずそういう数が出てくるというふうに思っています。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私はないと思います。水かけ論になりますので、数字を出していただきたい。で、ただ審議会の中にちょこっと数字出てきているんですよね、資料。その庁舎間の移動に関する経費でお金として出ているのが車両に関する経費です。燃料費が年間で59万7,300円削減できる。人件費は、これは単価計算ができないから算出してないと。それから、公用車を30台減らせば465万円削減できる。出てきているのは数字このぐらいですよね。あとまあ職員の削減数、ただこれは本庁舎方式にするかどうかは別だと思いますけど、そういうガソリン代60万円だとか公用車は450万円だとか、こんなことのための財政効率化と。

もっと言えば、それを上回ってその今の案ですよ。今の案で本庁舎をしたら場所はどこであれ増改築が必要だから、約10億円の特例債を使って庁舎の増改築するというような試算まで出ているわけですよね。460万円だの50万円だの削減するために10億円の借金をするっ

て、これがどこに財政効率があるんですか。

私は本庁舎方式にしたって決して財政効率がそんなに上がるとは思っていません。財政が厳しいので本庁舎方式は避けて通れない、本庁舎方式にすれば財政効率が上がるというような言葉どっかで聞いたことがある言葉ですよ。

今同僚議員からありましたけど、合併のときに同じことを言われました。合併した、今の財政構造は厳しいから合併すれば財政が楽になる、そういつて合併に突き進んできた結果が今の状況だと思っんです。

ただ、本当にやるべきはあのときの合併問題出して悪いんですけども、本当にすべきは合併してもしなくても財政は厳しかったんだから、合併前にそれぞれで財政縮減の努力をして、借金を減らして、行政の事務事業を見直して、徹底的な行財政改革をしてから合併すればよかったです。

それと同じことがこの庁舎問題でも言えるんですよ。本庁舎にすれば財政が楽になるなんて大うそですよ。財政の削減を図るのであれば、今の現状のままだでもいいから、分庁舎のままだでもいいから徹底的な財政改革を進めて、そしてしっかりとした由布市としての財政基盤をつくり上げることがさきでしょう。

それができないでいて、本庁舎にすれば財政効果が上がります、上がります、それがいくらだからよくわかりません、多分楽になるでしょうなんて、そんなことをまやかしのように言って、本庁舎方式に突き進んだら、私大きな大間違いだというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 財政の件につきましては、今自動車の移動とか自動車の台数とかそういうだけではなくて、1年間に職員が各庁舎の移動時間、例えば湯布院から庄内まで来るとすれば30分、往復1時間、それが1人であれば1時間ですけども、4人、5人が1回に移動する、あるいは10回、10人移動するとかいうことを1年間トータルしますと、時間を給料になおしたらすごい莫大な経費になってくると、私は考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そういうことを全然信用できません。しかも、職員の移動間が、じゃあ本庁舎方式になったら本庁舎と本庁舎がない間の職員の移動間はどのぐらいふえるのか減るのか、そういう試算はないわけですよ。

あのね、私は言いたいのは、財政効果を目的として本庁舎問題を議論するなど言っているんです。本当の本庁舎方式にするべき目的は、財政が目的ではない、本当の目的は由布市にとってどういう行政機構をつくるのか、それこそ当初言っていた政策自治体としての自立した行政機構をつくるためにはどういう仕事の仕方、どういう仕事の仕方をするためにはどういう組織のあり方

がいいのかと、そういうことを目的にしるということなんです。

もう一つ、庁舎問題を考えるときに、もう一つの目的は地域の自治です。これは市長も言っていました。その地域の自治というものをどういうふうに充実させるか。由布市は地域自治を大切にしまちづくりというのを掲げています。そうなったときにそれぞれの挾間、庄内、湯布院、それぞれの地域の自治をうまく生かすためには、その地域の自治の拠点となる行政機構、それが地域振興局ですけれども、それがどうあるべきかと。

その地域振興局がどうあるべきかということを考えれば、その後、必然的に本庁舎の形も決まってくる、庁舎の形も決まってくる。だから、その地域の自治を充実化させるために結果的に地域振興局以外のところは本庁に集まりました、それが本庁舎化ですというならわかるんですよ。

それをその財政効率が目的だと、いくら減らせるかだと、そういうことを目的にこの議論を、庁舎議論してたら大きな間違いになるということを、私は厳しく指摘しておきたいと思うんです。

で、その中で、その地域振興局の話に移りますけれども、市民センターという名前を私はどうも違和感があって、この名称についても多分議会や今後の審議で出てくると思うんで、しばらく地域振興局と言わせていただきたいと思いますんですが、その地域の自治をどう組み立てるかというところで、地域振興局のあり方を考えるというのがポイントで、しかも前回の諮問の答申にもあったように、明確なこの地域振興局の機能と権限の形が見えないと議論ができないと。だから、市長にどういう機能と権限を地域振興局に与えるのか、その案をつくってくれというのが地域審議会の結論でした。

で、私もその地域審議会、なるべくいろんなところの地域審議会傍聴に行かせていただいております。で、本当に先ほどの議員が言われたように、もう熱心に議論しているんですよ、毎週のように。で、庄内が議論してないとか言われましたけれども、庄内の人たちもすごく熱心に議論していますよ。これちょっと名誉のために言っておきますけれども、庄内の地域審議会の方々もむしろその行政機構のあり方というよりも行政機能のあり方まで言及していらっしゃいます。由布市の職員の政策能力をもっと高めろとか、それから地域振興局の充実を図るのは結構けれども、それと本課とのあり方どうするのかとか、それから先ほど言われたように、課と課の連絡体制が整ってないものがこの庁舎問題をかえることで、本当に機能できるのかと。

非常に庄内の審議会の方々もレベルの高いお話をされていますので、そこはちょっと名誉のために私は言っておきますけれども、そういう熱心な議論の中で、市民の方が一番ポイントとしているのは、何課と何課をくっつけてどこに置いて何人配置するというようなことではないんです。地域振興局の機能と権限を何をどういうふうに充実させるのか。

それが今回の案ではもうどうもよくわからない。その一定の予算と権限を与えているけれども、じゃあ幾らの予算を与えるかの数字すら出てないわけですよ。で、よく言葉の端々に

その地域審議会を傍聴しているとそれに答弁されている副市長とか執行部側の答弁を聞くと、今持っている200万円をその市道整備の2,000万円にするかどうかみたいな話をしているんですけど、私はそんなレベルの話じゃないと思っているんですけどね。

で、その2億円なのか20億円なのか、それから過去その地域で起きてた建設的経費の額を出してくれなんていう、そういう数値の検討まで審議会されているんですよ。

で、そういうその予算額で地域振興局の機能をこう整理しようとしているのか、あるいは予算額は構わず、例えば予算要求権と執行権をどういうふうに分けようとしているのか。そういうところが全然見えてないんですが、市長は地域に身近な事業は地域振興局でやるとかと言ってましたけど、それだと今のやり方と全く同じですよ。

で、ちょっと総務課長首振ってますけど、資料の2ページ目と3ページ目をこうちょっと開いて見ていただきたいんですけども、これ地域審議会でも配られている資料です。これ2ページ目と3ページ目、何が書いてあるかという、いわゆるその今の状況ですよ。今その本課が持っている事務決裁の権限がどういうふうにあるか、農政課と建設課が左側に、農政課長や建設課長が持っている権限がこういう項目で書かれています。右側がちょっと抜粋してありますけど、地域振興課長が持っている権限書かれています。これよく見てみると、同じことがいっぱい書かれているわけですよ。

要するにこれもうわかりきっている話だと思うんですけど、同じ事業を振興局の振興課長と本課の課長が両方権限持っているんですよ。だから、すごく指示命令系統なんかが混乱して、で、結局地域振興局で受けたのも地域振興局で決裁できずに本課に回したりぐるぐるぐるぐるのたらい回しにしているわけですよ。

こういうその本課と地域振興局との機能や権限を明確に分けるということは、本庁舎方式にする前に今の状況できちんとしておくべきではないかと、今の状況でできないものを地域振興局を権限や予算を増大させて、そのまま本課1カ所に集めたって、地域振興局と本課の権限の整備なんかできないと思うんですが、そこら辺の整理のこういう事務決裁の権限の整理というのは、今回の案ではどこまで見込まれているんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。資料でも説明したと思うんですけども、今回この組織の関係とあわせて行政改革そのもので事務分掌、それからそういった決裁権限があたりのすべての見直しをやっています。これ並行してやっていくということにしています。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 振興局の権限と本課との権限の明確化をまず今の態勢でうまくできなければ、本庁舎方式にしても本庁舎の中にいろんな本課を集めて、そこで持っている権限と

それから予算と権限を強化した振興局長の権限がますます混乱するだけではないかなと思うんですよね。

だから、この本庁舎方式の中でというよりも、今の分庁舎方式の中での今の方式の中できちんとこの権限の見直しを実際にやってみて、そこが整理できたときに初めてこういう権限をいろいろ本課にかかわらず振興局長がちゃんと決裁できるというシステムをつくった上で、権限の機能と強化を図るべきではないかなというふうに、私は思います。

で、もっと言うと、地域のことは地域すべてでというのであれば、今がある、市長が先ほど言われた身近な、地域に密着した身近なそのイベントだとか水道の管理だとか福祉窓口サービスを充実させるなんていうことは、今の状況だってそういう権限振興局長持っているんですよ。

そんなことは全然権限の充実でも強化でも何でもない、本当に権限や機能を充実させるのであれば、私は考え方を1回全部ひっくり返して、すべての権限を振興局長に与える。そのうち、市全体としてやらなければいけないこと、あるいは一地域だけで治まらない権限だけを本課の方に戻すという考え方で、もう一遍考え直して見ていただきたいというふうに思います。

で、もう時間がなくなってきたので、言いたいだけ言いますけれども、じゃあ最後にそういうちょっと見直しをするおつもりがあるかどうかというのだけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 先ほどの話の中で、財政効果だけを考えているというふうにおっしゃいましたけれども、財政効果はもちろん大事なことです。私がこれまで言ってきたことも全く同じなんです、事務の効率化、そして事務の効率化を図って、そして、より短時間でよりいい政策形成と、いろんなことができる、そういう時間確保のためにも大事なことであるというふうに考えてますし、結果的には財政の効率化も含められているというふうに考えていただきたいと思っております。この事務の効率化ができなくて市政の運営はできないというふうに、私は考えております。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 事務の効率化ができなければ見直しができないのであれば、今の状況で事務の効率化を徹底的にやってください。で、これだけ分庁舎方式でも事務の効率化が図られる、それからしっかりと振興局長は振興局長の権限を行使して、与えられた権限で全部地域の中のことの決裁がとれる、そういう安心感が出てきたときに初めてじゃあその本課、直接そういう地域の政策決定に関与しない職員の管理であるとか、あるいはその人事の権利であるとか、あるいは税金の管理であるとか、そういうようなことは一部に持っていてもいいよというふうに納得ができると思うので、私はもうその本庁舎ありきで何でもかんでも集めようと、さきに本

庁舎化を進めようとする姿勢をまずちょっとここで立ちどまっていたいただきたいというふうに思います。

先日から今後議会でもこの議論はしていかなければならないと思いますし、先日も同僚議員が、自分は今の段階では庁舎問題についてこう考えるという御自分の考え方を表明されていました。私が議員が一人一人この庁舎問題について今から勉強をしながら少しずつ意見をきちんと行っていくのが必要だと思います。

で、そういう意味では、私は今の時点では、私は決して本庁舎方式に反対しているわけではありません。だけれども、本当に地域自治を充実させられるような地域振興局ができないのであれば、中途半端に本庁舎方式に移行することに反対をしています。

そういう意味では、今、今回示されたこの本庁舎方式案では、振興局と本課との混乱をふやすだけだと思うし、あるいは財政効率化もどのぐらい図れるかわかりませんし、政策自治体としての自立なんてまるで見えてきませんし、そして最も大切な地域自治の拠点となる地域自治の充実という視点が全く込められているとは思えないという、こういう案では私はとても今の段階ではこれには賛成はできない。

であれば、むしろ現行のままで、今の分庁方式のままで少しでも財政の効率化を図って振興局の充実を図っていただきたいというのが、私の今の時点での意見だということを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで今回の一般質問はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後1時59分休憩

.....
午後2時14分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

日程第2 議案第71号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第2、議案第71号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）の訂正の件を議題とします。

市長に訂正の理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） ただいま議長から提案がありました議案第71号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）の訂正の件について御説明をいたします。

議案第71号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願いた

と思いますが、1ページの第3条本文中、一番下の行であります、「資本的支出」を訂正いたしまして「資本的収入及び支出」に訂正するものでございます。

以上であります。

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号の訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議案第71号の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第3. 報告第10号

○議長（**渕野けさ子君**） これより、各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いいたします。

まず日程第3、報告第10号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 別紙報告の1、由布市みらいふるさと基金条例施行規則第4条に規定する寄附金台帳の一番下、21番、申し込み月日は平成23年3月4日となって、寄附月日は23年4月1日になっています。会計制度上は4月1日から翌年の3月31日までが1会計年度というふうに理解しています。どうして入金日が本年にあるにもかかわらず、昨年の分にこれが入るのか理解できません。申し込み日で決めるちゅうのはちょっといささか無理があるかじやないかと思うんですけど、その点が一つ。

そして、もう一つは、これは先ほどのスポーツ振興条例と同じなんですけども、表題が報告第10号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告ということで、その正確には、由布市みらいふるさと基金条例第8条の基金運用状況に関する報告というのが正しくて、条例の運用状況なんちゅうのはばかげているんで、その本文も由布市みらい基金条例第8条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり報告すると。条例の運用状況なんていうのはどこから出てきたんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。お答えいたします。

まず4月1日の件ですけども、御当人から3月4日に申し込みがあり、納付書を3月18日に

お送りをしております。それを受けて実際に銀行に振り込まれた日は3月24日でございます。それが会計課に届いて会計課で処理したのが4月1日で、この収納のあった日、3月24日をもって収入年度としたのでございます。

それと、報告第10号の記述の件ですけれども、同条例の運用状況についてという記述につきましては、この基金条例の本文第8条では、この条例の運用状況について議会に報告するという記述になっておりますので、この条例文にそった形でこの報告も記述した次第でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） ちなみに決算書のやっぱり同様の地方自治法241条第5項の資金運用基金の運用状況について報告するようになっているんですけども、それは地方自治法第241条第5項の規定に基づく定額資金運用基金の運用状況についてという、やっぱり基金の運用状況についてと書いてあるんですね。だから、その法律の運用状況じゃないんですよ。だから、条例がそうなっていると正確な表記というのはできるはずですから、検討してください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総務課の方と協議をしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） いいですか、12番。これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第11号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第4、報告第11号平成22年度決算における健全化判断比率についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これは、基準そのものですね、これ監査報告の中に、監査意見書の中に出ているんですけども、監査意見書1ページの中に、早期健全化基準、括弧書きは、平成21年度、いわゆる昨年の基準ですよということで、数値は変わっているんですね。今年度の、今年度ちゅうか、昨年の、だから昨年と一昨年の基準がそれぞれ違う数値が出ているんですけども、この基準が変わるという意味が私には理解できないんですけども、教えていただきたい。

これ監査委員にもお尋ねしたいんですけどね。いわゆる実質公債比率25%、あるいは将来の負担比率を3年半というようなふうになっているんですかね。単年度では25%ということで、こういう負担比率というのがその目安になるものかというふうには私は思うんですけど、財政課としてはどういうふうを考えているのか。

あるいは監査委員としては、この25%、350%ということについては、前回もこちらもおかしいんじゃないかというふうに指摘しましたけれども、監査委員自身はどういうふうを考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長でございます。それではお答えいたします。

まず最初の実質赤字比率と連結実質赤字比率という基準でございますけれども、これにつきましては、計算式がございまして、国の方で示しておりますけれども、算式の中に、各自治体のその年度の標準財政規模を計算式に分子分母とも入れますので、標準財政規模につきましては、毎年数値が変わりますことから、基準値についてもかわるということになっております。

次の、2番目の実質公債比率等の件でございますけれども、健全化法施行令につきましては、実質公債比率が25%以上になりますと、いわゆる起債制限がございまして、一般単独事業債の起債が制限されるということがございまして、今回の健全化法の施行に当たっては、これを引き継ぐという解釈のもとから25%で早期健全化計画ということになっております。

将来負担比率の350%につきましては、実質公債比率の25%ということと、それと平均的な地方債の償還年数が15年ということで、25%かける15年が約350になるということでこういう数値が示されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員、佐藤です。12番、西郡議員の質問にお答えいたしますが、今財政課長が説明したとおりです。この公式がございまして、それに沿って計算されたものでございます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 由布市の目安としてどういうふう考えてるのかというのを聞いてるんで、それにお答えしていただきたいんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 由布市の財政としては、この方法で十分であるという考えでございます。今のところ、実質公債比率9.3%、将来負担比率60.6%でございますので、財政としては順調にいておると思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君、3回目。

○議員（**12番 西郡 均君**） そういうことを聞いているんじゃないかね、結局由布市のその実質公債比率にしても9.3、将来負担比率にしても60.6ということできほどね、これは将来比率が100%ぐらいならぎゃあぎゃあぎゃあぎゃあやかましゅう言うんですけども、これが目安が350になってるから私は言ってるんですよ。

だから、由布市としてどのくらいまでは監査委員として目安と考えてるちゅう答えがほしかっ

たんですが、それは次回に期待いたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第12号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第5、報告第12号平成22年度決算における資金不足比率についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 説明で理解できなかったんですけども、補足として健康温泉館事業特別会計が赤字でありますけれども、資産の減価償却により資金不足はないというふうに財政課長説明されました。この意味がよくわからないんですけども、わかるように説明していただきたい。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） それではお答えいたします。

資金不足比率につきましては、赤字決算になった場合、赤字額を補てんするため公営企業の保有資産、湯布院の健康温泉館につきましては建物になりますけども、それを国の示した計算式で計算いたしますと減価償却するわけでございますけども、残価格が約6億円ございます。ということは、191万円ほどの赤字でございましたけども、それを補てんするに十分であるということとで今回資金不足はないということになっております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 事業をやとって減価償却落としてってね、水道事業みたいに現在のその、何ちゅうか内部留保資金が7億円ぐらいあるんちゅんなら私も簡単に理解できるんですよ。

そういう目に見えるのが全くわからなくて、この6億円の資産があるからこれでいいんだちゅうのはいまいまだわからないんですけど、私でわかるように御説明をお願いしたいんですが、もうそれ以上できませんか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） お答えいたします。

今回の資金不足比率につきましては、当初のほうで御説明いたしましたけども、それぞれの特別会計の公営企業の健全化を示すということで、あくまでこれは指標でございますので国の示した計算式でいきますと、資産をプラスマイナスしていきますとプラスということになりますので、赤字はないということになっております。

以上でございます。

○議員（12番 西郡 均君） 委員会で聞きます。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第6. 報告第13号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第6、報告第13号平成23年度由布市教育委員会事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一つだけ気になります。13ページ、豊かな心の育成ということで、教育の中身についてそうそう議会のほうで介入したくないですけども、この人権同和については特段今まで注意を払ってきたつもりなんですけども、まだこんなこと言いよるかと思って頭きとんどですけどね。

この内部評価も外部評価も人権教育、同和教育、部落問題の学習についての指導が徹底されていないため、学校経営案等の人権教育を人権・同和教育と記載し、職員の研修を進めていく、外部評価に至っては人権教育を道徳教育、学校経営に位置づけられたことは評価できるが、人権教育の中に同和教育、部落問題を明記し、指導の推進を図られたいなんちゅう、これはもうまさに時代錯誤なんですわ。

もう同対法はなくなって、同対関係法がなくなって何年もなって、特別こういうことするなというふうに言われてきたにもかかわらず何でこういうことを今さら言うんかね、私には全く理解できない。

挟間の場合、ここに当時の教育委員会におられた人もおって、人権・同和についてはなくそうということでもなくしました。人権教育ちゅうことだけにしたんですけどね。そのとき、教育長だった人が今のこの由布市の教育長でもありながら、なおかつこういうことがまだまかり通ってるかちゅと残念でならないんですが、特段の配慮はしてないということですか。元同推教員殿。

○議長（淵野けさ子君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

同和問題というものが今何か時代錯誤的なことと言われましたが、昭和40年の1965年ですね、同対審答申なされました。そのときに、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるということが明言されました。

その後、今御指摘されたようないろんな法律があり、部落問題に対する実態的差別の解消に向けて国が法に基づいてやられてきたわけですが、平成8年の1996年の地域改善対策協議会意見具申しわゆる地対協の答申ですが、それの中にはっきり言われてることは、平成8年ですね。

部落差別の現状として解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ないと。また、同和問題などさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは国際的な責務であると。同対審答申の基本的な精神を受け継いで、今後とも国、地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならないというその必要性が明確に指摘されました。

さっきから言っていますように、実態的差別は非常になくなったわけですが、意識的な差別、いわゆる結婚差別や就職差別等に絡んだ差別があるのは事実だと思います。そういうことから、学校教育でも人権問題の中のいろんな差別があるわけですが、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、医療が絡む差別、そういった中で同和問題も一つの位置づけとしてやられているわけで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（**瀏野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これまで何回も言ってきたことやけど、全然聞いてないちゅうのがよくわかりました。結局、同対審、地対審の含めて、すべての答申が法律の終焉によって終結されてあとは国際人権デーの記念に、あと人権教育に移行したちゅうのが歴史的な流れで、部落問題そのものはそれらの人権教育の中の8番目に位置づけられんですね。

だから、大分県みたいに部落問題を初めとしてちゅうて、部落問題を先頭に持ってくるころなんちゅうのはもう特殊な県と市町村だけなんですよ。いい同和教育ならいいですよ。しかし、由布市みたいに部落解放同盟の委員長呼んで、いまだに被差別部落があるとか部落民がいるなどということをこういう研修の中に取り入れようなところじゃあかえって逆効果なんですよ。

だから、そういう点ではこういうことをやらせてほしくない。もう1回答弁お願いします。位置づけ的に、部落問題あるいは同和問題という表記が前面に来るということが当然だと思いますか。大分県はそうなんですけど。

○議長（**瀏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えします。

県の教育委員会の中にも、人権同和課というのがはっきりあります。そういうことも踏まえながら、我が由布市においてもやはり小学校、中学校の間にそういう発達段階に応じて仲間づくりの面とかいうようなことも含めて、同和問題そのものも先ほど言ったような事実があることから、その意識的差別が子どものときからあるようなことは払拭しなきゃならないというのが教育の問題だと思うし、今そういう考え方で行われているということです。

○議長（**瀏野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 内部評価でこういうことが出るということは、もう教育委員会そのものもちょっと問題だと思いますし、外部評価適切な人というふうに思ってた人たちがこ

ういう状態ですから、私ちょっと考えなきゃいかんと思うんですよ今からね、そういう人選において。

先に人選あって、後これ見たもんですからびっくりしたんですけども、そういう事案があるということをおっしゃったけども、件数としてはほとんどありません。法務省の統計でね。資料で。あるある言ってるのは、由布市が金がないないと言ってるさっきと逆のことなんですよ、ねえ。

そういうことをもう1回しばらく調べて、私は残念なのは市長と教育長は同推教員じゃったちゅうのがどうも情けなくて、もうはようこれ卒業してもらいたいというふうに思うんですけど、答弁要りません。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 7番、高橋です。5点ほど。

まず1点、教育委員会活動の充実についてどのように分析をされているのか。また、さらなる活性化のための方策はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それと、教育委員会活動の中で、関連法案の改正に伴う対応は教育委員会の中でどのようになされているのかお伺いしたいと思います。学校における人権教育のあり方、今もお話がありましたけどもどのように分析をされているのか。

次4点目、学校教育における健康教育の取り組みがA評価となっているが、実情とかけ離れているのではないかとということで、この辺の認識をお伺いしたいと思います。

最後、スポーツ・レクリエーションの推進について。外部評価において、行政の支援や事業効果の精査が指摘されていますが、どのようにお考えであるか。また、改善の方向は示されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**河野 眞一君**） お答えいたします。

まず、教育委員会の活動充実についてどのように分析しているのか、またさらなる活性化のための方策はどのように考えているのかということでございますが、平成22年度の教育委員会の活動といたしましては、この報告書にございますように県の移動教育委員会への参加や由布市議会の教育民生常任委員会との交換会、また毎年実施いたしております学校訪問など、教育に関する意見をお聞きいたしまして教育方針に生かすなど、教育委員会の質を高める機会としております。

また、中でも学校訪問につきましては、児童生徒の授業態度を観察する機会となっております。先生の見解や施設の状況を直接目にする貴重な機会となっているというふうに考えております。

また、さらなる活性化方策につきましては、学校訪問等に加えまして生涯学習や体育関係の施

設訪問をいたしまして、施設の利用者や職員の意見を聞きながら委員会活動に反映していきたいと考えております。

それから、2番目であります。教育関連法の改正に伴う対応はどのようになされているのかということでございますが、文科省を初め関係省庁の通達、区市町村教育長協議会及び市の総務課からの情報提供を受けまして、遅滞なく対応するように努めているところでございます。

それから、学校における人権教育のあり方についてでございます。先ほども、教育長も答弁をしておりましたが、平成23年度の由布市の教育方針の中の「徳」、豊かな心の育成、第1項に道徳教育、人権同和教育と心の教育の充実を図ることを掲げております。

全教科、全領域で日常的に道徳授業教育や人権同和教育を推進するようにしておりまして、具体的には学校の校務分掌に人権同和教育主任、教育課程に人権同和教育と位置づけて取り組むようにいたしております。

4番目でございますが、学校教育における健康教育の評価についてでございます。

教育委員会の点検評価は、平成22年度由布市の教育方針に基づきまして実施いたしております。教育方針については、健やかな体の育成の中で、食に関する指導を含む健康教育の取り組みの項について点検評価を行いました。

22年度の報告では、事務の内容及び目標、目的の中で本年度と同じ項目について評価をいたしております。その中で、栄養教諭の市内全体での活用がうまくいってなかったという課題と、今後の取り組みについて指摘をされております。22年度はそれに基づきまして、栄養教諭の市内幼稚園、小中学校の活用に取り組みを行ってまいりました。その結果が、それぞれの幼稚園、小中学校で取り組みの成果に表れてきているという点でA評価になっていると考えております。

最後に、スポーツの振興の視点として、住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブの創設育成を推進しております。

スポーツ振興にかかわる行政組織といたしましても、今後も地域の特性やニーズに応じまして総合型スポーツクラブの創設、あるいは育成、スポーツイベントの充実、地域の特性を生かした多様なスポーツの場づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、事業効果についての精査についてでございます。

由布市の各地域で、特性を生かし開催されるスポーツ交流大会、スポーツイベント等におきまして、地域住民の健康、体力、人づくりの活動の場として充実振興を図っております。このため、限られた予算を最大限に活用するため、市民のニーズに対応した各種のスポーツ振興事業の精査を今後行いまして、イベントや事業の選択並びにコスト削減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） ありがとうございます。教育委員会活動の充実について、利用者の意見等も反映していきたいということで、それは大変歓迎したいと思います。

またぜひ実績をお聞かせいただきたいとこなんですけども、ひとつはスポーツ振興審議会であるとか社会教育委員会であるとか、そういった公的に認められた組織があるんですけども、この組織というのは教育委員会に各種施策について建議をするというふうなことが言われてるんですけども、そういった委員さんたちとの懇談ができないかとかですね。

あとは、県が移動教育委員会やりましたけども、由布市の教育委員会もやはり各地域に出向いて教育の施策について御意見を承る、それを施策に反映するというふうな、指示待ちではなくて前向きな取り組みが必要であるというふうな考えてますけど、その点について教育長がどのようにお考えになるかですね。

それと、教育関連法案。もう学校教育法が以前改正されて随分なるんですけども、例えば副校長であるとか主管教諭であるとかていうのを置くことができるほうなんですけども、その後どういうふうに検討されてるのか、全くその検討の過程が見えないんですね。そういったことも、どのように今まで審議されてきたのかお伺いしたいと思います。

それと、学校における人権教育のあり方について。私も同僚、先ほど議員が言われてましたけども、ちょっと偏り過ぎてるのではないかなというふうな感想を持っています。先ほども教育長から少し、いろんな差別の問題について御提案がありました。女性、子ども、高齢者、障がい者、あと外国人の人権、家をめぐると人権、その他の人権ちゅことでかなりあるんですね。

一つ言いたいのは、私はいつも胸にブルーリボンつけてます。これは北朝鮮を救う会のブルーリボンなんです。この北朝鮮の拉致被害者に関しては法がきちっとできてます。拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律、これは平成18年に法成立してます。

ここに地方公共団体の責務ということで、国と連携を図りつつ拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとするということが書かれてるんですけど、この北朝鮮の拉致問題について学校教育ではどのようにとらえているのかていうのを1点お伺いしたいと思います。

それと、健康教育のあり方、A評価で私はちょっと実情と違うんじゃないかていうこと指摘させていただきましたけども、以前学校保健委員会、この中に非常勤の職員として学校医が指定されているにもかかわらず、その学校保健委員会から除外されてたんですね。それは全学校そうなんです。それは、なぜそういう実態になったのか、それが指摘を受けた後改善されたのかどうかですね。法の中に、法に沿った設置がされてませんから、そこを教育委員会でどのように離されたのかお聞かせください。

それと、スポーツ、レクリエーションの推進について、この報告書の中ではスポーツは地域づくりの根幹をなす、すばらしい視点をとらえられてるというふうに私も思います。

そこで、やはり行政の支援が必要でありますよということなんですけども、先ほどの一般質問でも同僚議員がおっしゃってましたが、合併後、例えば施設の使用料がちょっと値上げをされたりだとか、そういったことがめぐりめぐって各種団体の補助金が減った関係上、参加費に上乗せされたりですとか、結局は市民に全部その負担がのしかかってきてるんですね。本当にスポーツを推進するお考えがあるのかどうかですね、この辺は地域の実態と照らし合わせてどのようにお考えであるか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 質問が多岐にわたりましたので、落ちがあったらまた指摘してください。

1点目の教育委員会の活性化の問題です。社会教育委員会、スポーツ審議委員会と教育委員会そのものがそれぞれの委員会と色々な思いは教育委員の中に浸透するかという事だろうと思いますが、その辺は確かに言えることだと思います。

教育委員会が教育委員と青少年問題、健全育成問題で、同じ土俵で話し合った経緯はありますが、そういったことも含めて、スポーツ振興審議会も含めてそういった場をより多くしていくことがやっぱり活性化につながっていくという事は言えると思いますから、今後その方向でもっていきたいと思います。

それから、副校長、主管教諭の問題ですが、御案内のように市内はそんなに大規模校はありません。したがって、副校長、主管教諭の今のところ必要性というのを認められないということから、検討したことは現在までありません。

それから、前後すると思いますが、学校医を学校保健委員会の中にちゃんと位置づけるという、前の議会の中で御指摘がありました。そのときも答弁しましたが、学校保健安全法の法改正によってそういうことが、学校医に学校保健計画に立案するのに直接タッチするとかいうような形の中で、学校医の職務についての規定が明記されています。それにのっとった形の中で、今後学校医も大変忙しいわけで、なかなかむ難しいところもあるかと思いますが、法にのっとった形にその方向に進めていきたいと思っています。来年度から、その方向で具体的に進めていこうと思っています。

それから、人権問題ですが、偏っているのではないかという御指摘ですが、現在やはり同和問題、先ほど私答弁しましたように、意識的差別をなくすためにはやはり子どものうちからはっきり自分を認めてほしいし、人も認めるというこの人権の根本にかかわる事柄をそれに反するような事柄が少しでもあるようなことはやはり払拭すると、いつまでも引きずるのではなくて払拭す

るという視点から考えてやっぱやるべきだという考えは変わりありません。

北朝鮮問題についての取り上げ方については、現実どの程度取り上げているかということはまだ把握してませんが、現実的な大きな問題ですから、人権にかかわる貴重な問題ですから、これはやはり時事的な問題として取り上げる必要があるかと思います。

落ちたところは御指摘ください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**河野 眞一君**） スポーツ振興のほうを推進しておるのに、補助金等の削減があるのではないかということで、後退してるのではないかという御質問であろうかと思います。

もう御承知のとおり、由布市となりましてスポーツの行事等も精査いたしております。けさも、市長のほうから県の成績等報告がありましたけれども、各種体協の行事につきましては、クラブ等につきましてはそれなりの対応を考えているというふうに判断いたしております。

ただ、先ほども私のほうから申し上げましたが、現在の総合型地域スポーツクラブというものを今由布市のほうは推進いたしております。その部分について、できる限りの効果的な援助といえますか、そういったものがあればしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ありがとうございます。1点だけ、1点2点かな、副校長や主管教諭の必要性が感じられないのでということで、今検討もされてないということなんですけども、実は適正規模化ということで計画を推進されてますよね。

適正規模化するということは、こういったことをきちっと位置づけて法改正にのっとった学校の仕組みにしていくんだから、適正規模化も必要ですよというその適正規模化を進めるに当たってはこういった法改正では、前向きに導入するかしないかは別ですよ、きちっとやはり検討の材料に上げていただいて鋭意検討を進めて、やはりその規模に合う学校には導入をしていくというふうなことの検討は必要だというふうに思いますけども、その点に関していかがお考えであるか再度お聞きしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 副校長や主管教諭について、学校規模によってというのを私自身は市内の学校規模では副校長や主任教諭は置くということは把握していないものですから、認識していないものですから先ほどのような答弁になりました。（発言する者あり）

ええ、もちろん法にはっきり示されている以上は検討していきますが、学校規模そのものの大規模校と小規模校のそれぞれの適正規模というのはやっぱりあるわけですから、それに対応したいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第7. 報告第14号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第7、報告第14号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 実は、6月議会の時の答弁を先ほど一般質問で問題にしとったんですけども、そのとき監査委員と監査事務局の方おられなかったんで再度言いますけども、ここに例月出納検査の検査対象として会計管理者及び企業出納員の保管する平成23年3月末の現金の在り高及び出納状況というふうに書いています。この企業出納員ちゅうのがおかしいんじゃないかというのを前回言うたですね。

これは、もう既に書きかえましたと、水道課のほうで決めているんで水道課のほうに聞いてくださいちゅことで監査事務局の方言われて、水道課のほうに聞いたら部長が総務課ともう合意してるんで法制関係のほうについては総務課のほうにちゅう振って、むくつとした顔で総務課長もあと、ごによごによ何たけな忘れたけども、わからんで結局委員会で議論したんですけどね。結局、今までのやり方が間違ってたということに総務課の担当者の言い分なんです。

それで、当時のいきさつをよく知っている代表監査委員の佐藤健治様、挾間町当時からずっと私がこの企業管理者を置かないんだから、企業管理者という表記はおかしいんじゃないかというのを言い続けてきました。ところが、いやいいんだと、企業管理者は置かない、専任の企業管理者は置かないけども、水道事業については管理者という表現をするんだということと言い張ってきました。

たしかその行政実例も管理者を置かない場合のときの表記の仕方で管理者という表記をしているのを見ました。だから、そうだと思ってたら急遽今度6月議会のときにその書類が出て、こういう書類が出て企業出納員でいいんだと。そして、おまけに今度9月の定例会では決算にも由布市水道事業、市長首藤奉文で出てるんですね。

だから、一体どうなってるのかと。その言い分はわかりますけれども、条例すべて規則、皆管理者になってるんですよ。ましてや、今度例月をこの規則で見ますと、水道事業会計規程第96条、ここに水道課長は毎月末日をもって月次試算表、まさにこれ出してるやつですよ。末日試算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は当該月次試算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。その試算表の提出者そのものは管理者になってるんですね。

水道課長が主語になってますけども、企業出納員じゃなくて水道課長が同事業会計規定により

ますと、第9条で水道事業が整理し保管しなければならないというふうになってるんで、保管者としては水道課長が適切と思うんですけどね。

こうした一連の条例で、要するに管理者置かないけれども管理者の権限を行う市長については管理者と呼ぶという言い方をして、あとずっとあらゆる規則規定が皆管理者で統一表記されてんですよ。今になって管理者の表記をしないというのは、私には全く理解できないんですけど、その点明快にわかるように教えていただきたい。この32年間は一体何だったのか。

ほかのことについては、これずっと最近多いんですけども、二、三枚をホチキスでとじるのに大きな針の、すぐ爪の間に刺さるようなホチキスでとめてますよね。それが経済的なんかどうかちゅうのはちょっと、監査委員公認なのでよくわからんですけどもそれと6月3日の報告書によりますと、ああ末尾のね、次のページに、双方の通帳間における現金移動処理を行っていなかった、これはいわゆる基金とそれぞれの会計の間のことなんでこの分はわかるんですよ。

しかし、今まで聞いてきたことによると一般会計と特別会計の間の通帳が一体となっていて、そういうその、何ですかね流用関係なんちゅうのはわからなかったですよ。それが、今ではこの基金と会計のやつ、ここの指摘されている部分はわかるんですけども、そういう流用の関係が通帳で明確になってるちゅうのが実際にあるんですか。ほかのはないんでしょう。たまたまこれは、利息を入れない入れるの関係でこういうふうにしてるだけなんですかね、そこ辺を教えてください。

7月4日の報告書、これ健康温泉館については確認したちゅうんですね。繰上充用することの、その確認したちゅうことが監査委員の仕事かなと思って。もちろん確認も必要です。適切なコメントが、これ以上のものがなかったのかが気になるのですが。

それと、わからんのは右側のページで、庄内地域で市民課というのがありますね。庄内には会計課があるんですけども、その市民課でも現金分任出納員がいるんかどうかそれが私ちょっと気になったんですけどね。それを教えていただきたいんですが。

それと、5日の報告書で一般会計からの国保への一借ちゅんですか何ちゅんですか、それが1億1,500万円で流用したけども、7月29日すべての返済を完了してることを確認したということなんですけど、通常年度変わる場合は、前年度あるいは新年度両方相互に利用できるちゅうのがありますよね、同じ会計では。

それとともに、国保では基金があります。残余の基金があるんで現金勘定に振りかえて流用する場合も可能なんですね。そういうことは何ら触れてなくて、要するに通帳にあらわれない一般会計からしたちゅうことにしたんかどうか、そこ辺が私には理解できないんですけども、年度間の流用だったら借り入れなくて済んだんですよ。見てみると。要するに、前年度の分がありますから。そこ辺まで含んでこの1億1,500万円の借り入れを是認したのかどうかお答えいた

だきたいと思います。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均議員、ホチキスのことは直接口頭とかで聞いていいんじゃないですか。回答要りますか。

○議員（**12番 西郡 均君**） ついでじゃ。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。1番のホチキスの件なんですけど、印刷機がホチキスどめまで自動的になってます。だから、大量印刷の場合はもう印刷かけて、例えば議案とか印刷かけてそこに職員がつかなくても、はい、ホチキスとじて出てきますんで、経済的かどうかわかりませんが合理的であるというふうに思ってます。

○議長（**渕野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**秋吉 一郎君**） 水道課長です。お答えいたします。

企業出納員、要は管理者は置かないということで、一応平成23年ことしの3月に決裁で一応規則の分で管理者をとるといような形で決裁上げてます。

その中で、地方公営企業法の第7条ただし書き、地方公営企業法施行令第8条の2により水道事業に管理者を置かないことができ、本市由布市の水道事業の設置に関する条例があります。その条例の第3条の組織の項目で、水道事業に管理者を置かないものとするとしております。これが、平成17年合併から由布市水道事業管理者という形で、今まで料金徴収やらを行ってまいりました。

これが、一応今言った、この中で管理者を置かないことができる企業ちゅ形で、地方公営企業法の施行令第8条の2の1項の中で、一応水道事業については常時雇用される職員の数が200人以上かつ給水戸数が5万戸以上であるもの以外については、管理者を置かないことができる企業という形でうたわれております。

今、西郡議員から質問ありました、一応今回その規則の改正で管理者をとった中で先ほど会計規定、そのときに改正予定の規則の関係なんですけど、これ由布市の場合企業会計なもんですからちょっと一つ読み上げますが、由布市水道事業公印規程、由布市指定金融機関出納事務取扱規程、由布市収納代理金融機関事務取扱規程、由布市水道事業管理者にかかる手続等における情報通信の技術利用に関する規程、由布市水道事業給水条例施行規程、由布市水道事業給水停止処分取扱要綱の中に管理者という項目が使われております。これは、由布市水道事業の設置に関する条例の第3条、先ほど第3条の1項に、先ほど私説明したように管理者を置かないというような条項があります。

その次に2項なんですけど、これは法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行

う市長に属する事務を処理をさせるというような形で、要は水道事業の管理者権限を行う市長を管理者と項目でうたってます。

1番目に、第3条の組織の中の1番目に管理者は置かないと。先ほど私が言った、規模の関係でおかなくてもいいことで置かないようになってますし、2項ではその権限を行うのは市長ですよということで、括弧書きで管理者とおいてますけど、この管理者と管理者を置くという、置かなければならないというような管理者とはちょっと違うということで了解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（**瀏野けさ子君**） あと答弁どなたですかね。ないですか。（「今の答弁も監査委員に求めたけどね」と呼ぶ者あり）今課長の答弁がありましたので、次監査事務局長。はい、どうぞ。

○監査・選管事務局長（**二宮 正男君**） お答えをいたします。

2番目の6月6日の報告の件でございますが、毎月検査の中で基金の残高についても検査しております。その中で、国保の高額医療貸付資金及び出産費資金貸付基金というものがあって、その総額が900万円にするということが条例で決まっております。その基金の中で発生した預金利子というものがあって、その預金利子が利子を、通常ならば国保基金のほうに移動処理をしなければならなかったんですが、その処理ができていなかったということを5月の検査の中で指摘をしたわけでございます。

それから、3番目の温泉館の件でございますが、この件についても毎月の検査では現金の管理状況、それから財務帳票等で毎月検査しております。その検査の中で、温泉館特別会計の決算収支が赤字に発生をしているということが確認できました。そのことについては、翌年度の予算を繰上充用して処理をされてるということをその検査の中では確認をして報告をしたわけでございます。このことについては、決算の審査意見書の中で指摘をしてるところでございます。

それから、4番目の市民課の関係でございますが、市民課は窓口の延長業務をしております。5時から7時までの延長業務をしてる関係で、それに伴うつり銭というものがああります。それを会計課のほうで市民課のほうに貸付をしてるということでございます。

それから、5番目の流用の件でございますが、基金の準備資金があるんやないかということでございますが、国保基金は基本的に定期預金をしております。国保の特別会計が一時的に資金不足になったということで、会計管理者のほうで財務規則の113条の規定によって一般会計の資金を一時流用してその埋め合わせをしてということなんです。それについては、翌月にその処理をすべて完了したということも確認をしてしております。そのことを報告したものでございます。

○議長（**瀏野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今答えられたことは見ればわかるんでね、まあいいや。

水道課長、その3条の2項について、「管理者」ちゅうの要らないんじゃないかていうのが私

の主張だったんです。昔ずっとね。管理者てなまじ書くから後の全部管理者が主語になってるわけですよ。そしたら、いや、会計法上では要るんですと、水道事業については管理者なんですというのをずっと言い張りよったんです。ここにも元水道課長さんちゅう人いますけどね。

そういう意味では、挟間でこの間ずっと内部を統括してきた佐藤健治さんに、今まで挟間まで答弁しよったことと違うんじゃないですかというのをさっき聞いたんですけどね。監査委員さんのほうからちょっとお答えいただけんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員佐藤です。私も、今まではそのようなことでできておりましたが、3月に条例規定の改正があって、企業出納員ということをはっきりしたということで、その書類を受けております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 先ほど読み上げましたように、企業出納員ではないんですね会計規定上では。

企業出納員は水道課長の命令によってそれをやるだけの話で、決裁権限があるのは水道課長になってるし、それも管理者に報告しなきゃならんかったわけです。管理者は、それを市長に提出しなきゃならんと。同時に監査委員や議会にも、議会にはないか、提出してるんでしょけどね。

そういうその、一連の整合性から言うと3条の2項なんですね。3条の2項に「管理者」、以下管理者というのがある以上は、すべてが管理者になってしまうんですよ。挟間町で聞いたことは、それでもう、この由布市でも引き継がれて今日まできて、それ今までが間違っちゃったんじゃちゅて総務課の法制係の人が言ったんですね。だから、一体何じゃったのかなと思うんですけども、長い法制畑の総務部長、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 総務部長でございます。私も管理者という主語が必要だというふうに、従来もそういうふうに思っておりましたし、今総務課の法制係の方からこう言われたというのは、そのどのいったことが正しいのかというのが確認できないとなかなか御答弁できませんので、その真意を確認しまして本当に整合性のとれたといいますか、どなたが読んでもわかるようなそういう条例等にしていきたいというふうに思っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） もう3回（「やった」と呼ぶ者あり）終わりましたので（「委員会でやります」と呼ぶ者あり）はい。これで質疑を終わります。

日程第8. 認定第1号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第8、認定第1号平成22年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に決算書全般、次に審査意見書についてとし、通告順に行います。まず、決算書全般についてですが、まず12番、西郡均君、次に5番、二ノ宮健治君とお二方いただいておりますが、全般的なことは所管委員会に属すると思うんですが、委員会ですべていただいておりますか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）そうさせていただきますと思います。

次に、決算審査意見書について。（発言する者あり）全般的なことですが。質問が大体全般的なことになってますけど。繰上充用とかいろいろ。それは、所管の総務委員会で聞いてください。（「財政にかかわること」と呼ぶ者あり）財政にかかわることですので。（「財政にかかわらないことは」と呼ぶ者あり）総務委員会でしてください。（発言する者あり）それ全般的な（「全般的なことやけん、それがそれぞれ3つの委員会のことやけん、ということでもらいたい」と呼ぶ者あり）

それでは、いいですか。12番、西郡均君、何かありますか。

○議員（**12番 西郡 均君**） 財政課長に聞きます。目内の各節も含めての流用は全部把握できてますか。大丈夫ですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） お答えいたします。

款項目でございますけども、款同士の流用につきましては、もう法で禁止されておりますので行っておりません。

御質問では款、項はございませんけども、項内につきましては各予算書の中で人件費、特別会計については過不足があった場合には流用していいですよという議決をいただいている分については、その範囲の中でやっております。目につきましては執行科目になりますので、その規制についてはうちの財務規則の中で規制を一部かけておりますけども行っております。

以上でございます。（「把握はしてる」と呼ぶ者あり）把握はしています。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 135ページ、認定第1号の。この中に、不用額が5億1,000万円となっております。ちょっと金額的に大変大きいんじゃないかということで、積算の甘さかそれとも特別の理由があるか、その解決策についてももしあればお聞きしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） お答えいたします。

毎年度、3月補正につきましては、3月の定例会が2月の下旬に行われるということで、3月補正の編成につきましてはもう2月の中旬に行わないといけないということで、各課におきましては一番事業の終了ということで、補助金等工事請負費等のそれぞれ精算の時期に入っておりますけれども、なかなか3月中旬ではそれが精査できないということで、今まで3月において専決等行っておりませんで、こういう不用額が多い理由になっております。

もしも、監査委員からも今回の決算審査でも御指摘をいただいておりますけれども、不用額が多過ぎるよという御指摘でございますけれども、今後につきましては3月末での予算措置を検討していきたいというふうには、財政としては考えております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 以前挾間町、町のときは3月の大体29日か30日ごろに臨時会を開く中でこの不用額を落としたり、それからどうしても専決以外といいますか、緊急を要することが年度末で多くあったと思っております。こういうことも、時間がとれば検討してもいいんじゃないかと思えます。これは要望です。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、決算審査意見書について、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 意見書の72ページになります。結びの部分の6、健康温泉館についての意見でございますが、赤字決算で繰上充用し、収入増補正をし、これが次年度会計への負担となるという流れの中で、監査は対応すべき運営姿勢に収入を向上させる営業活動せよというふうに要望されておりますけれども、監査委員のいうこの営業活動とは具体的に何を意味するのか。

もう一つは、私自身健康温泉館は健康増進施設という位置づけだと認識しているんですけども、なぜそういう施設に営業活動が求められるのかがわかりませんので、この2点お教えてください。

また、執行部においても健康温泉館の本来機能というものを健康増進施設というふうに位置づけていると思いますが、今回営業活動というふうに要望されておりますけれども、この点どのように把握してるのかをお教えてください。

次いで、特別会計から普通会計への組み入れにという言及がさきの第2回定例会、教育民生の委員長報告の中でも言及されておるんですけども、その件について執行部のほうはどのような動きをしているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（**刈野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員、佐藤です。11番、溝口議員の質問にお答えいたします。

質問の内容としては、監査委員のいう営業活動とは具体的に何を意味するのかということでございます。

監査委員といたしましては、健康温泉館事業が赤字決算となっている以上、歳入の増収を図る努力をしていただきたい、それが大きな狙いでございます。そのためには施設のPR活動、いわばチラシの作成とか高齢者への定期的な利用促進の説明会、そういうものを実施していただき収入を向上させる、これを含めて営業活動と申し上げたものでございます。

また、2点目の健康温泉館は健康増進施設ということがはっきりしておることは確かでございます。そのことについて説明申し上げますが、確かに健康温泉館は条例にあるように健康と福祉の増進を図るものとして位置づけられていることは認識しています。ただし、その運営が特別会計で行われる以上、独立採算が原則であり適正な受益者負担及び事業収入の確保が必要であります。

健康温泉館の収入は、利用料の大部分を占める営業活動、先ほども申し上げましたがそれを行い、自主財源の確保が必要であるということを申し上げておるところでございます。

以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。溝口議員の御質問にお答えいたします。

先ほど代表監査が答弁いたしましたように、私ども健康増進課といたしましては条例に明記されていますように由布市民の健康保持・増進に努めるということが大きな目的であろうかと思っております。

最終的に、営業活動と私どもが推進する利用者の増を図るということは最終的に一致するかもしれませんが、私どもいたしましてはやはり由布市民の健康を一番と考えまして、利用者の増を図っていくことは先ほど申しましたようにチラシとか資料等を通じましての普及啓発活動は必要ではなろうかと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（**刈野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。現在、特別会計でやっておるところでございますけど、財政課そして副市長等交えまして一般会計のほうに早急に移行するような手続をしていきたいと思っております。

○議長（**刈野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 監査委員のおっしゃった営業活動という意味が、御説明受けまして理解はできました。

しかし、監査委員のおっしゃった健康増進の大切さを冊子、ペーパーなどでPRするというな

動きを営業活動という表現で適切に指示できるのかという疑問が少し生じているんですけども、本来営業というのは利益を生むという際に使う言葉であって、そのとおり、先ほどの監査のおっしゃった健康増進機能の大切さを市民へ知らせる広報というな言葉づかいのほうがよかったんじゃないかと思うんですけども、その点はどんなふうに御理解なさいますか。

○議長（**渕野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員です。特別会計は独立採算という原則でございます。そのためには、どうやって収入を上げるか、現在でも維持補修費そういうものがかかってきております。

それは、当然にして収入をふやすその活動、いわばそこで働く人が営業活動といたしますかね、そういうことで使わせてもらいましたが、そういう努力をお願いいたしたいところでございます。以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） はい。意味は、私が疑義を持ったことをちゃんと監査委員答えてくださってるんですけども、文言のところで誤解がというふうな心配を起こしたところでございます。

とりもあえずに最後のほうですけれども、特別会計から普通会計へという流れの中で、これからもぜひとも健康温泉館で市民が健康を確保して、住みよいまちという由布市をつくり上げる役割を果たしていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

○議長（**渕野けさ子君**） 答弁いいですか。はい。以上で認定第1号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後3時24分休憩

午後3時35分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

5番、二ノ宮健治議員から所要のため早退届が出ておりますので、許可いたしました。

日程第9. 認定第2号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第9、認定第2号平成22年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 監査意見書の13ページの一番下の段で、事故及び徴収不能等の理由により不納欠損処分を行っているが、受益者負担の公平性を確保するためにも不納欠損に

当たっては厳格に適用し云々かんぬんというのが、云々かんぬんのほうが問題なんですけどね。給水停止などの措置を講じるなどして、未収金の回収に引き続き努力されたいちゅことで、その不納欠損処理について私非常に疑問を持っています。

この場でも言いました。要するに、請求に一切取り合わない人は不納処理できるんですね。良心的に取り合って、いや納めるちゅう約束しても納められなかった人は、時効の中断をせずと請求されるんです。

具体的な例としては、保険料も含めてかつてありました。同じ100万円の請求された人が、片っぽは一切取り合わなかったために70万円ぐらいカットされたんですよ。ほど30万円だけりがついた。ところが、片やずっと相談に応じてきていたために100万円の請求が、金利分もありますからちゅうことで110何万円請求されてね。結局借金までして払ったんですけども、だから何ちゅかね、不合理なのはその取り合わない人が有利になって、取り合って対応してきた人が時効を中断されて請求金額があがるちゅのが私にはそこ辺が理解できないんですけども、監査委員さん私の言ってる意味わかるでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員、佐藤です。12番、西郡議員さんの質問にお答えいたしますが、時効中断それはもうぜひやって、未納者に対する収納は進めてくださいよということはお話をできております。

議員の言われるその、何ですか収納に応じて相談に応じたものに対して非常に不合理が生じるじゃないかということですが、そういうことはあつてしかるべきでないと思っております。そのところをまだ把握しておりませんが、そういうことがあったとすればもうちょっと私たちも監査のときにはっきりいたしたいと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これは担当課に言っても担当課事務的な処理するだけなんで、その上に立つ人が適切な対応しなきゃならんと思うんですけども、現実にはそういうことがあるんで、やっぱ監査委員さんもぜひそこ辺は注視して、ほど個々の対応がどういうふうにされてるかど、本当に対応してる人が時効中断され、全く一切取り合っていない人が時効で不納欠損に落ちるといふ不合理が、現状私自身が体験してるんですよ。

同じ金額の人相談に連れてったら目の前でそれをやられて、きょう初めて言うことやないですよ。この議会でも何回もそれを言ってるけども、収納課長ちゅうのは個人のプライバシーがどうしたこうしたちゅって一切答弁しようとしなないんだな。そういうことがあったんで、できるだけそこ辺をこまめに見るようにしていただいけ、水道課長にお願いなんですけども、そういう個々の滞納者についての状況把握を具体的にしてみると思うんですけども、そういうのはつぶさに個々

人別に、この人はどういう関係だというのはわかるようになってるのでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**秋吉 一郎君**） 水道課長です。お答えいたします。個々にはもうぴしゃっとしてるんですけど（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「あとは監査委員の仕事じゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 箇所としては全く同じ場所でございます。ただ、それにつけ加えて一つの事例を紹介して質疑にかえたいと思いますので、御許可お願いしたいと思います。

実は、北九州の門司での四、五年前の事例ですけれども、ミイラ化した遺体が発見された。その人のお宅は市営住宅で、電気、ガス、水道という順番にとめられて、最後は脱水症状でお亡くなりになって1カ月後にミイラとなって発見された。その直前に、生活保護の申請を出していたんですけれども、別れた奥さんの長男、次男がいるのでそこからの援助が想定されるから生活保護には該当しないという調べに行った職員の前に、彼自身は家の中からはって出てきたと。

そして、その旨確認してそういう事由でするので生活保護は適用できないということになった連絡をして、社会福祉の係のほうはそれで市役所のほうに帰りましたけれども、あそこの方は大変だよと。周りの人も、亡くなった後最後の彼はよたよたしながら公園まで行って水道の水を飲んでいたというなことで、かなりまだ議員になり立てだった、こっちの市議会のほうの議員になり立てだったんですけども、こんな大変なことが北九州で起こってんだなと思いました。

これは給水停止ですんで、最後の死因はね。電気がとまろうがガスがとまろうがそんなに生命を脅かすことにはならないと思います。しかし、水をとめられて体が弱っている場合には脱水症状から死亡へと、非常に短い時間で命を奪ってしまうものですから、給水停止に関しての処置には相当な決断といいますか、その後の配慮が必要だと思うんです。

ですから、電気とめようがガスとめようがかまいませんけども、水道の停止だけは慎重に決断して停止処分、あるいは絞るだけでも済むんじゃないかと思うんです。たらたら出るぐらいやったら飲めるから。ばあっと出なくっても。洗濯はできないけれども、飲むだけはできるとかいうそういう人間としての優しさを給水にもこれ、停止の際にも考慮に入れてやっていただきたいとこれ希望して、申しわけないですけども質疑とさせていただきます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 決算書8ページですが、今も監査意見書の今二人が御指摘した部分の上のほうにも書いてありますけども、料金徴収にはちょっと慎重を期すべきだということなんですけども、非常に水道会計が厳しい中で料金徴収を慎重にした場合に、あとは水道料金の値上げなんていうのが予想されるということ去年までの監査意見書には書いてましたけど、そんなこと

をする前にもっとやることがあるだろうと厳しく言いましたら、ことしからは値上げの値の字もないのでちょっと安心しましたが、そのかわりに出ているのが有収率の向上についてです。決算書の８ページのほうに今までの有収率の状況が書いてあります。１７年度８３．３％だったのが２２年の７４．６％、７４．６％の有収率でひどいですよね。

これに対して、監査意見書では毎年、ことしも書いてありますけれども漏水の早期発見を行い、早期改修、老朽管の更新による漏水予防と有収率の向上に努力されたいと書いてあって、しかもこっちの計算書にも今後の対応としましては定期的な漏水調査や老朽化した配水管の修繕を行い、有収率の向上に努め、安全で安定したおいしい水の供給を図りますと毎年書いてありますけど、具体的にどれだけ漏水管の改修などを行い、それによってどれだけ有収率が向上したのかということをお伺いしたいんですが、有収率全然向上していないので、この老朽化した配管工事なんていうことが全然役立ってないんじゃないかと思うんですが、こちら辺はどういう対策をとってきたんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**秋吉 一郎君**） 水道課長です。お答えいたします。

有収率の原因の低下と対策ということですけど、有収率の低下の原因についてはもう今言われたとおり、老朽化した配水管ですか、や給水管の漏水等が考えられております。

その対策として今、旧湯布院町なんですけど、過去の実績により漏水箇所が多い水系に的を絞って集中的な漏水調査、これは平成１９年と平成２２年行いました。本年度も一応計画しております。もう有収率の増減云々については、本当に今のところは漏水箇所を探すと。探して修理するということしか、今担当のほうではそういうことは検討しております。

しかし、この業務の中、要は調査なんですけど、熟練された知識と経験が必要で、専門業者に委託して経費もかかるので広範囲な調査が今までできてないということです。管の老朽化も進んでいるし、漏水箇所を探して修理しても、なかなか成果として有収率の向上になかなかつなげてないというのが現状だろうと思います。

漏水だけでなく、今から配水管の更新等もいろいろ考えていけないと思ってるんですけど、とにもかくにも今考えて、担当として考えてやっているのは漏水調査を早急にこれからやっといこうということで考えてる次第でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） ６番、小林華弥子さん。

○議員（**６番 小林華弥子君**） 漏水調査、平成１９年と２２年にやっていて、その発見された箇所について対応しているという割には、１９年から２２年の有収率がぐんと落ちてるんですよね。本当にその調査で発見したところが役に立ってるのかどうかということと、あと老朽管の配管のやりかえをやっていくと言ってるんですが、例えば今年です。今年ていうか２２年度、工事

の状況で配水管をやりかえているのでその下書いてあるのが、天神橋の補強工事に伴う仮設工事で10.7メートル、北方工区の改良で123メートル、あと中依地区にこれは新設で431メートルは工事しているということなんですが、老朽管のやりかえは、例えば全体計画の何メートルのうちの何割ぐらいを老朽管の更新を計画していて、そのうち今年度はこのぐらいやりかえましたみたいなそういう目安を立てて老朽管の配管をやっているのかどうか。

1年間で、新設を含めてたった560メートルぐらいしかやりかえられていなくて、これだけではほとんどやりかえになってないんじゃないかというふうに思うんですが、その本当に老朽管による漏水が原因にあるとしたら、結構きちんとお金もかかることですから計画を立てて、こしは何メートル、何%進捗率がありましたというような目標を立ててやってかなきゃいけないと思うんですけど、そういうことはされているんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**秋吉 一郎君**） 水道課長です。お答えいたします。

今工事の関係で言われましたけど、一応工事についてはいろんな、配水管の布設工事をしなければいけないということでしたと思います。

ここで、漏水箇所の修繕については修繕費のほうでちょっと上がってますので、その辺の経費となると思います。今言われるように、漏水調査についても平成19年と20年と今年も計画しておるんですけど、実際に450キロ全長であるんですけど、そのうちの105キロぐらいしかまだできておりません。

実際20%ぐらいしか修繕はしてないんですけど、これ今計画的にということでしたのでうちの水道ビジョンの中で23年から28年までと、それから統合を踏まえたところで施設、水道の場合維持管理施設、施設と配水管いろいろ工事するところがありまして、それを一緒にすると莫大な金になりますので、その辺の中で今から今年実施計画、その水道ビジョンについての実施計画をつくるような計画してますので、どんな形でやるか考えていきたいと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） これで認定第2号についての質疑を終わります。

日程第10. 承認第5号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第10、承認第5号専決処分の承認を求めことについて「平成23年度由布市一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。12番、西郡均君より質疑の通告がありましたが、内容が字の大きさのことなのでこれは所管の委員会で質疑をしていただきたいと思います。

日程第11. 議案第56号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第11、議案第56号固定資産税評価審査委員会委員の選任についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第12. 議案第57号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第12、議案第57号教育委員会委員の任命についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第58号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第13、議案第58号市有地の処分についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第14. 議案第59号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第14、議案第59号由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第15. 議案第60号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第15、議案第60号由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第61号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第16、議案第61号由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第62号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第17、議案第62号スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これ委員長報告で聞いてもいいんですけどね、スポーツ振興法とスポーツ基本法の違いについてどういうことなのか教えていただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（河野 眞一君） 教育次長でございます。西郡議員の御質問にお答えいたします。

スポーツ振興法は昭和36年に制定されたものでございまして、相当古い法律でございます。それでその主な内容は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにしたものでございます。

スポーツ基本法につきましては、このスポーツ振興法の施策を充実させ、新しい時代のスポーツの基本理念を定めまして国及び地方公共団体の責務を明らかにしてその施策の基本となる事項を定めておりまして、この新しい時代の新しい法整備を行ったものがスポーツ基本法であると理解をいたしております。

以上であります。

○議長（淵野けさ子君） いいですか。（発言する者あり）これで質疑を終わります。

日程第18. 議案第63号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第18、議案第63号平成23年度由布市一般会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に、通告順に行います。

まず、歳入全般について質疑を行います。まず1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 濟いません。11ページの17・2の1ですね。この中で、土地の売買の中で庄内の柿原という場所になってますけども、大体どこの場所か、また面積はどのぐらいの面積を売却するのか、詳細にお教えてください。

○議長（淵野けさ子君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 契約管理課長でございます。お答えいたします。

2件ありまして、1件目は九州電力に売り払うもので、場所は庄内町柿原の城ヶ原キャンプ場奥にあります旧庄内町老人福祉センター施設の手前左側にある高圧送電線の鉄塔用地及びキャンプ場を横断する高圧線の地役権設定部分を含む315万5,000円です。面積につきましては、鉄塔部分が160平方メートルでございます。

もう1件につきましては大分県に売り払うもので、湯布院の南由布駅手前の児童体育館の用地で、県道の歩道設置工事に伴う84万円、以上2件の399万5,000円であります。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） これ、教育民生の所管の分でございまして取り下げいたします。

○議長（淵野けさ子君） 次に、歳出について、款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 2款1項6目13節、新規でございます都市再生整備計画調査業務200万円、委託料とありますが、詳細を説明をお願いします。

○議長（浏野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。お答えいたします。

この都市再生整備計画調査業務につきましては、6月の議会で請願のありました由布川地区のコミュニティセンターについて、その必要性等も含めまして由布川地区の現状等を調査する業務で、由布川地区の実態調査とセンター予定地がありますけども、そこの一部地形測量等もしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浏野けさ子君） 次に、3款民生費について。まず12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 15ページの民生費で、社会福祉総務費成年後見の費用というのはどういことを指しているのか。上の需用、役務、扶助費全部含むそうですけども、教えていただきたい。

それから、その下の委託費と負補交で、地域福祉支援システム改修と地域支え合い体制づくりのこの2つがどういうことを指してるのか教えていただきたいと思います。

それと、一番下の16ページの一番下の児童扶養手当でちょっと思うんですけども、決算書を見てわかったんですが、ほかのは子ども手当100%とか児童特別手当かなりの高負担にもかかわらず、これは3分の1負担ちゅうのは、国庫補助がですね、それ意味がよくわからないんですけども、児童扶養手当ちゅうのは国策じゃないんですかね。教えていただきたいと思います。民生費は以上ですかね。

17ページ——（発言する者あり）17、あ、そうそう。

○議長（浏野けさ子君） 3款だけ。

○議員（12番 西郡 均君） 3款だけ。3款の生活保護費の3項の生活保護費で、時間外手当が市の持ち出しが2割あるんですかね生保では。すべてが一般財源というのはちょっと理解できないんですけども、いわゆる事務費相当分については市のほうに皆含まれて交付税の対象になってるんかどうか、そこ辺がわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（浏野けさ子君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、成年後見制度の関係でございますが、今回の内容につきましては、成年後見制度の利用について公的支援の制度を整備するために関連予算の補正をお願いするものでございます。

関連の要綱が2つございまして、まず一つは、成年後見の開始の審判が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や家族ともに申し立てを行うことが難しい場合などに申し立てを支援するもの

として、成年後見の制度における市長申し立てにかかる要綱、また経済的理由により成年後見制度を利用できない人への支援をするものとして成年後見制度利用支援事業要綱を整備しておりますが、それに伴う予算として市長申し立てに伴う印紙代、それから裁判所からの通知用の切手代、鑑定書、診断書になりますがその作成料、それから成年後見人等の報酬助成費などの関連費用になっております。

それから、今回年度途中でございますが、今回計上した経緯につきましては現在障がいのある方で権利擁護に関する早急な対応が必要なケースが1件ございまして、今回年度途中ではございますがお願いするものでございます。

それから、次の地域支え合い体制づくり支援事業についてでございますが、これにつきましては県の7月補正に伴う新規事業でございます。対象事業の内容につきましては、一人暮らし高齢者などの安全安心の確保に向けた取り組み、それから前期高齢者の生きがいつくりの推進、地域支え合い活動の体制整備、大きな項目は以上ですが、その中で――失礼しました。

以上のような内容で、8月の上旬に県の説明会がありまして、この対象事業の中で緊急医療情報キットの配備が補助対象になるということで、当初予算で新規事業として要援護者を対象に救急医療情報キット配備関係の予算を消耗品で市単費で計上したところでございますが、この事業に沿った組み替えと追加をお願いするものでございます。

それともう1点、生活保護費の時間外勤務手当の一般財源についてということでございますが、生活保護費の中で扶助費につきましては国庫負担、一部県費負担がありますが、保護業務にかかる職員の人件費につきましては、国、県の負担がなくて市の負担になりますので、時間外手当についても一般財源として計上したところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（**渕野けさ子**君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**津田 淑子**君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

児童扶養手当の給付費の件でございますが、これは一人親世帯に対して支給するものでございます。これは、児童扶養手当法によって定められておりまして、平成18年の4月からは国庫3分の1、市の負担が3分の2という負担割合となっております。

以上でございます。（「それまでは」と呼ぶ者あり）

お答えします。それより以前は、国が4分の3、県が4分の1という負担割合でございました。

○議長（**渕野けさ子**君） いいですか。はい。次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子**君） 一つは、ちょっと今のとかぶるんですが、16ページの地域支え合い体制づくり支援事業、今の御説明を聞きますと当初予算で上げた緊急医療キットの分がこの県の新規事業に当てはまるから財源組み替えたということなんですけど、当初予算で何で上がった

て、備品購入費だと40万円ぐらいしか上がってないんですけど、この170万円分ぐらいのどこに上げたものをどういうふうに組み替えているのか、もうちょっと教えてもらいたいというのが1点です。

それともう一つは、次のページの17ページ、これも県の100%の新規事業ですが子育てハッピースタート推進事業、委託料で18万9,000円、この事業の内容を教えてください。あと委託先がどこなのか教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

当初予算につきましては、社会、済いません。高齢者福祉費の消耗品で64万5,000円計上はされているかと思えます。それを今回、この分を含めて補助事業の対象になるということで、消耗品で、これ減額になりますが25万1,000円、これにつきましては、キットとあと表示用シールというのがありましてそれを印刷費に組み替えて、プラスこのキットとセットで外出時の携帯用カードを作成いたします。その分の消耗品を加えて、総額で差し引き25万1,000円の減額になります。

それから、印刷製本費に表示用シールとして41万6,000円、それから、19節の補助金で、このキット配付につきましては民生委員さんをお願いすることになりますが、その分の民生委員さんの活動費として1世帯当たり500円という定額補助になりますので、その3,500世帯分の175万円というような内容になっております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**津田 淑子君**） 子育てハッピースタート推進事業についてでございます。

この事業は、今回県の子育て満足度日本一を目指しております県が、次世代育成支援の取り組みの中で産まれる前からの親支援と、産まれてからの親支援ということに分けて事業を今回計画しております。

幾つか計画しておりますが、今回由布市のほうで計画しておりますのがプレパパ・プレママスクールというのがございまして、これは全市町村を対象に実施する予定でございます。出産前から、育児に関する知識や体験の機会を提供することにより、育児への不安の軽減を図ることを目的としておりまして、母親には赤ちゃんを迎える心の準備を、父親には母親、ママを支える心構えなどを学んでもらうための事業です。由布市では、地域子育て支援センター等を利用しまして、講師につきましては大分県の助産師会等に委託する予定でおります。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） はい。よくわかりました。さっきの緊急キット、地域支え合い体制づくりのほうなんです、上の印刷費やら消耗品費やらと合わせての組み替えだというのわかりました。

ということは、この175万円の新規というのは民生委員さんに500円分で3,500世帯の分が新しくなってるということで、これはどういうことなんですか。3,500世帯の一人暮らしのところに全員配付をするというやり方をするんでしょうか。県の事業にのせてやるというのでやり方が変わったのか、どういう形で救急キットをどういうふうに配付をするのでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 福祉対策課長、イメージを教えてください。どういうイメージか。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） この地域支え合い事業につきましては、先ほど説明いたしましたように高齢者施策として一人暮らし、65歳以上の一人暮らし世帯及び65歳以上の御夫婦のみの世帯を対象としたものになってございます。ただ、私どもが当初予算で計上した事業につきましては、要援護者を含めたところで4,500世帯というふうな数字を見てます。

今回、そのうちこの事業に対象になる高齢者関係ということで、3,500世帯というのは民生委員さんの活動をもとにした要援護者世帯の実態数になります。4,500世帯は住基上の数字になります。どうしても実態と住基上差が出ますので、その辺が、その差すべてということではございませんが、そういうふうな感覚でとらえていただければいいのかなというふうに考えております。

○議長（淵野けさ子君） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） てことは、その民生委員さんが実際に回ってる3,500世帯にはもう全部、希望者だけとかじゃなくても全部配付をするという形で支給がされるというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 3,500世帯のうち、災害時要援護者避難支援プランで同意をいただいた方につきましては2,500世帯でございます。その方には当然配付いたします。1,000世帯の方については、不同意ということで同意をいただいておりませんが、ただ配付につきましては同意不同意関係なく配付をしたいというふうに今のところは考えております。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 次に、4款衛生費について、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 衛生費の過年度精算県費返納金の説明で、新型インフルエンザの予防接種云々かんぬんというふうに言いました。新型を調べてみると、去年が5,000円、おとしが248万円ということで、この1,513万4,000円と合わないんですけどね。どういうふうになってるのか。もっといろいろなものがあるあるんじゃないかと思うんですけども、

教えていただきたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。12番、西郡議員にお答えいたします。

過年度清算金22年度分でございます。先ほど言いましたように新型インフルエンザの予防接種のワクチンの料金でございます。生活保護と非課税世帯全額、全額といいますか100%の世帯見込んでおりましたので、今考えれば予算誤謬というところもあるんですけど、1月から3月にやはりはやるということで落としてない分がこれだけの返納金というふうに残っているところでございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） ちょっと意味がわからんですけどね、どういうことなんですかね。その県費はいつ来たんですか。ああ誤納、何か理屈がよくわからんですけどもう1回わかるように教えていただきたいんですが。（発言する者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） すべての世帯について意味でしょ。生活保護とか、あと今言われたこの非課税世帯すべてを見通して予算を立てたけど、それが少なかったてことですよね。（発言する者あり）

○議員（**12番 西郡 均君**） 過年度に、確かに予算は立ててました。しかし、県から入っていないですよ。入っていないにもかかわらず返納金ちゃ上げるのはどういうことですかというのが私の質問です。

○議長（**渚野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 御質問の意味がわかりました。この件につきましては、新型インフルエンザがはやりました。それと、ことし高齢者に出しておりましたインフルエンザの通常のございます。それを切りかえた、はい、そういう部分でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） いいですか。次に6款農林水産費について、1番、鷲野弘一君。

○議員（**1番 鷲野 弘一君**） 18ページの6款1目3の15です（「マイク、マイク」と呼ぶ者あり） 済いません。この工事費ですけれども、1,600万円また追加となっておりますけれども、何かこのとこの追加がえらい多いんですけども、この追加の理由は何ですか詳細にお教えてください。

○議長（**渚野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） 農政課長でございます。鷲野議員の質疑にお答えをいたします。

本工事は、掘削深度予定で700メートルの温泉代替掘削でございます。予算計上時におきまして、掘削の口径の決定や既設ボーリング孔の地質の調査、あるいは近傍の公共工事の実績などの精査が十分でなかったことにより事業費に不足が生じました。

川西交流センターの温泉館は、平成20年度より湯量の減少により週に二、三日しか営業でき

ない状態が続き、平成23年度4月7日より完全に閉館をしております。農産物加工販売所のお客さんも減少している状況です。川西地区の地域活性化や交流の拠点施設であり、できる限り早急に温泉館の開館が必要であると判断して今回補正をお願いしております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 課長ね、しょうがないのはわかるんですけど、当初から何でこの1,600万円追加せんと悪いような計画を立ててるのか、その辺をちょっと明確に教えてくれませんか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） お答えします。

当初予算計上の折には、メーター当たり単価はどのくらいだろうかというような聞き取りによって決定しております。

公共工事の場合は由布市には独自の温泉掘削の決定とか根拠がございません。同様に、建設省にも農林水産省にもございませんので、私どもとしましてはあとの維持管理に支障が出ないように、日本さく井協会の標準的な掘削工法や歩掛りを採用して今回工事費を算定しております。

以前の予算計上時の工事費の算定について、検討が不十分であったために生じた事態でございます。今後、十分注意したいと存じております。よろしく願いをいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） それじゃ、こういう専門の方がおらんちゅうことで行き当たりばったりの計画やということで私は把握しちょっといいですね、これ最後になりますけど。

○議長（**瀧野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） 予算計上時には聞き取りによって計上しておりまして、その調査が不十分であったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、7款商工費について。6番、**小林華弥子さん**。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 19ページの一番上ですが、大分空港利用促進緊急対策事業負担金60万円新規で上がっています。これの内容をちょっと教えてください。当初予算で同じような項目で、大分空港の高速バス利用負担金を280万円組んでたと思うんですけども、この事業とどういう関係があるのか説明をお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。お答えをいたします。

今回の負担金の事業につきましては、大分空港開港40周年情報発信誘客促進事業として県が実施するものでございます。内容につきましては、日本全国に県内の観光地やグルメ、それから文化等の魅力情報を発信することで、特に航空機の利用頻度の高い層に対して大分県への誘客を

図る事業でございます。

具体的には、情報発信事業として、一つ目にJAL内の機関誌内の広報紙、それから機内のビデオ、それからもう一つプレスモニターツアーの実施、それから、3番目として大分情報のクーポンブックということで、まっちょるけんおおいたというのを発行するようにしております。

それと、旅行商品の造成事業として、国東半島を組み込んだモデルコースの企画販売を行います。宿泊地につきましては、別府と湯布院の宿泊地をあっせんするというような形をとってるための負担金事業でございます。

それから、バスの負担金との関係につきましては、あくまでも別事業として行われるものです。空港利用の利便性を高め、それから利用ルートの向上を図る点については、同時に取り組めるものではないかということで思っております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 内容はわかりました。負担金の額60万円というのは、これは県内の全市町村一律60万円負担するのでしょうか。

それと、負担金で何かこの協議会みたいなものが立ち上がったということなんですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。

県内全市町村ではございません。負担をするのは国東市とそれから別府市、それから杵築市、由布市でございます。それと、空港と大分県が負担をしてする事業でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 協議会がありますか。

○商工観光課長（**松本 文男君**） それから、協議会につきましては、空港の利用期成会のほうで行う事業でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、8款土木費について。まず12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 測量調査630万円減額ということで、並柳線改良工事というふうにいってました。実は、決算書見て並柳線改良舗装事業実実施設計というのが既に行われてるんですけども、双方の関係全然違う箇所のことなのかどうということなのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） 建設課長でございます。お答えをいたします。

測量調査費630万円の減と、22年度並柳線改良事業の関係についてでございますが、23年の第1回定例議会において特防交付金の最終の配分調整のために並柳線の改良事業に増額補正を行いました。

増額補正を行うとともに、予算を23年度に繰越をしております。この繰り越し事業の中で測量設計と、測量設計は22年度現年で終了しました。測量設計費用が圧縮できたために、補正では一部の用地測量費を計上いたしておりましたが、繰越の予算によりまして本年度23年度の予定をいたしておりました用地測量が完了しましたので、現予算が不用となりました。このための減額でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、1番、**鷲野弘一君**。

○議員（1番 **鷲野 弘一君**） 今のその下にあります工事費の、これ554万5,000円の減額なってますけども、これ（発言する者あり）増額になってますけど、濟いません。これ、室小野のたしか水道管とこれは説明ありましたけども、これ水道管自体がこの工事のときになぜ工事費の中へ入ってないか、そこ、これは新規ですかその辺を詳細にお教えてください。

それと、20ページのこれトイレですけれども、どういうトイレをつくるのかちょっとこの辺を詳細にお教えてください。

○議長（**淵野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） 建設課長です。質問にお答えをいたします。水道管につきましては延長200メートルございまして、管の径は75ミリメートルのポリエチレン製でございます。

当初予算には計上しておりませんでした。水道課と協議をいたしまして建設課で行ったほうが過疎債等の借入ができてより効率がよいということで、建設課で実施するようになりました。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。

土木費の都市計画費で予算を計上しておりますけど、公衆トイレの改修事業につきましては商工観光課で行っておりますので、私のほうから説明させていただきます。

場所につきましては、湯布院町内の川上新町2自治区の、亀の井バス今駐車場がございまして、その裏手にありますSLのある公園でございます。

概算の規模につきましては、今浄化槽が非常に小さくて浄化槽を100人槽以上の浄化槽、それから便器数を男性が小便器3個、それから大便器2個、それから女性が大便器5個と、それからほかにも多目的用が1個、それから洗面所につきましては男女各1個、それから多目的に1個、それから清掃用具入れの倉庫を2個ということで、その程度の規模で計画を今しております。

建物の景観等につきましては、地元自治区や景観協議会と協議を経て決定をしていきたいと考えてます。湯布院町内は、トイレもいろいろありますけど、まだまだトイレにつきましては順次計画的に改善や整備等も計画をしていきたいということで協議を繰り返していきたいということでやっております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 室小野の水道管はよくわかります。これは新規でされる、新規です。あ、いや、それといやもう一緒に。それとトイレのほう今内容わかったんですけども、4,200万円ちゆう金額なんですけど、そんなにやっぱかかるもんなんですか。これ金額間違いじゃないですね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。お答えします。

浄化槽がかなり大半の部分を占めるんで、今事業協議をいろいろ行っておりますけど、浄化槽にかなりの金額が必要になることで4,200万円ということで計上いたしております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） 建設課長です。お答えをいたします。水道管の事業につきましては、既設の配水管が工事のためにじゃまになりますので、これを布設替える費用でございます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） そいじゃあ水道のほうはよくわかりました。

トイレのほうはまた、所管のほうでよく検討させていただきますようよろしく願います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、6番、**小林華弥子さん**。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 今と同じトイレなんですけど、私もこれちょっと個人的に、事前に担当課に行っているいろいろ状況聞きました。児童公園のトイレがもうパンク寸前で、60人槽か30人槽しか入ってなくて、100人槽入れるには莫大なお金がかかって防衛予算を充てるしかないという説明があつて納得はしました。

今の児童公園のトイレの状況をやりかえなきゃいけないことは理解できます。ただ、この話が出てくるそもそものきっかけは、前議会にも要望書が上がっていたと思いますし、私も質疑で取り上げました。地元で観光客向けのトイレの数が絶対的に少なく、トイレ不足の声が深刻に上がっているから、それに何とか対応していただけないかというようなことの話から出てきたんだと思います。

質問は、トイレが不足しているというのが、この児童公園をやりかえることで解決するのではないというふうに地元は認識をしていますが、担当課のほうはそういう認識があるのかどうか。ここはここで改築するのは結構ですけども、基本的にトイレが足りてないということに対しての対応は今後どういうふうにとっていかれるというお考えがあるのかというのが1点。

それからもう一つ、これは公園費で上がってしまつて、あそこ児童公園でトイレだけやりかえ

るというよりも、あそこを公園全体の見直し計画みたいなことにあわせてやるべきではないかなと思います。そういう公園全体の見直しということはされていないのでしょうか。2点お願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。お答をいたします。

今、後の分で公園の全体計画でございますけれど、今回につきましては、トイレの改修のみの計画ということで計画の見直しはしておりません。

湯布院町内には、湯布院盆地内ですね、かなりのトイレがございますけど、なかなかやっぱりトイレ不足ということは前々から言われてることで、今要望があつてゐるということは観光協会からの要望は伺っております。

その中で協議する中で、由布院の駅前から金鱗湖にかけてでございますけど、観光交流者が非常に多うございます。また、観光客で外国人のトイレの対応マナーというのが非常に悪い状況があります。自国ではそれで通つてゐるんですけど、日本にすればやっぱマナーの悪さがあるということで、そういうことに日夜苦慮してるところでございます。

児童公園のトイレは、もう今回改修をいたしますけど、今後につきましては十分にまた検討をしていきたいということで、観光課の中ではそういうな検討を今してるところでございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 同じなんですけど、公園全体計画の見直しも必要だと思うんですね。

これ観光課じゃなくて、担当が都市景観課になるんだと思います。都市公園に当てはまると思うんで、しかもここは多分県から指定されている観光客向けの避難所として、今度この児童公園が指定されるというようなことでなかったかと思います。

地域の住民じゃなくて、観光客向けの避難所の指定を由布市さんはしなさいということで、何か児童公園が指定されるというようなことを地元からちょっと聞きました。であれば、ますますその避難所としての整備もありますので、トイレだけやりかえるよりはその公園全体計画の見直しの視点が要るのではないかと思うので、そこら辺検討お願いしたいということで所管委員会にも引き継ぎます。

それから、トイレの不足は、これ観光協会から要望書上がってますが、要望書だけじゃなくて地区の湯の坪の会などでは、しょっちゅう要望上がつてゐるんですね。そこに、都市景観課の担当者も地域振興課の担当者もいつも同席している中でトイレの要望を聞いているはずですよ。その切実な要望に対して、児童公園のトイレの改修しただけでは地元の人たちの要望は決して満足できないと思いますので、今後検討すると言つてましたのでぜひそこはしっかり対応していただ

きたいと、お願いをあわせて言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 答弁いいですか。次に、9款消防費について。まず、3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 甲斐でございます。私が質問したかったのは、総務費のほうの電源立地のほうやったんですけど、違った。（発言する者あり）

○議長（淵野けさ子君） 防災無線じゃないんですか。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 両方でやりたいと思います。総務費のほうで電源立地が上がっています。各地域の事業をみてみますと。（発言する者あり）

○議長（淵野けさ子君） 通告は9款しかないですよ。消防費。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 9やった。

○議長（淵野けさ子君） 機械器具費、防災無線について。（発言する者あり）21ページ。それ以外は上がってないですよ通告に。

○議員（3番 甲斐 裕一君） あの、では（発言する者あり）消防費のほうですね機械器具費、これについて108万7,000円上がってますけど、防災無線のほう、これ湯布院の何か30台と聞いておりましたが、私が一番言いたかったのは、まあいいわ、ならこの30台についてどういう無線かお願いしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。

湯布院町の防災行政無線の個別受信機でございます。家庭に。

○議長（淵野けさ子君） 3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） わかりました。私も今聞きますけど、防災無線のほうでございますが、この防災無線について、電源立地今回3地域で上がっております。そういう中で私が考えているのは事業について、今回上がっているのにつきましては要望書か何かが上がったものかどうか。

14ページの9の（発言する者あり）いやいや（発言する者あり）9やったかなこれ。2と思っちゃった。

○議長（淵野けさ子君） もう通告がありませんので、後で担当課に聞いてください。

○議員（3番 甲斐 裕一君） はい。では、これにつきましては所轄の委員会にまたお願いしたいと思っております。

○議長（淵野けさ子君） 次に、4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 9款ですね。

○議長（淵野けさ子君） はい、9款です。

○議員（４番 長谷川建策君） はい、９款。１３節の委託料、消防統計システムサーバー機更新業務、新規ですね。それと、その下のやはり１３節、避難経路・避難場所指定標識作業業務、その下の備品購入で庁用器具費、その３点の説明を簡単をお願いします。

○議長（浏野けさ子君） 消防長。

○消防長（加藤 康男君） 消防長です。９款２項の（発言する者あり）１３節、済いません１項でした。消防統計システムサーバー機器更新業務５４５万円ですが、これは消防統計システムのサーバー契約が５年契約で今行ってるんですが、これが１年延長いたしておりましたが、その契約期間が２４年の１月末で保守が終了するためでございます。来年度の更新とあわせて、バージョンアップをする必要がありますので、その費用でございます。

○議長（浏野けさ子君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。

委託料の避難経路、それから避難場所指定標識作成業務と１８節の備品購入費の庁用器具費でありますけど、大分県の地震津波等被害防止対策緊急事業として県費の半額補助を受けまして、観光客等の多く訪れる地域、湯布院の盆地を想定しております。

避難場所の案内板や標識を作成設置するものと、避難所で使用いたします仮設トイレや担架、発光器付きの発電機等を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（浏野けさ子君） ４番、長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） この消防統計システムを前もって切れるちゅうのわかつとったならね、補正で上げる必要はないんじゃないですか。（発言する者あり）うん、来年度に。（「１月ちゅつたろ」と呼ぶ者あり）

○議長（浏野けさ子君） 消防長。

○消防長（加藤 康男君） 消防長です。お答えします。当初予算のほうで要求はしたんですが、財政当局との協議で今回の補正予算となりました。

○議長（浏野けさ子君） ４番、長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） ようわかりました。

以上、終わります。

○議長（浏野けさ子君） これで議案第６３号の質疑を終わります。

日程第１９．議案第６４号

○議長（浏野けさ子君） 次に、日程第１９、議案第６４号平成２３年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一般会計からの繰入金は歓迎しますけども、一般会計への繰出金には反対ですので、保険課長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 保険課長。

○保険課長（小野 啓典君） 保険課長です。お答えします。

一般会計からの繰入金には、法定外の繰入と法定内の繰入がございます。厳しい国保財政の財源不足や保険税負担の緩和を図るための繰入、それから由布市が単独で行っております保健事業等に充当しています法定外の繰入につきましては、全額繰入をいただいております。

一方、法定内の繰入といたしまして、今回一般会計に繰り出します235万4,000円につきましては、従前国庫負担金でいただいております国庫事務費負担金が平成6年度から一般財源化されました。一般財源化されました事務費につきましては、一般会計からの繰入金で財政措置が講じられることとなっておりますので、平成22年度につきましては予算措置されています事務費にかかる概算の繰入金と実績による支出金との差額につきましては、今回一般会計に返納するものでございます。法定外の繰入金につきましても、事業の実績額につきまして全額繰入をいただいております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 保険担当課が法定外とか法定外でない用語を使いなんな。また基準内とか基準外とか、監査委員まで余分なこと書いてますけども、今度の監査意見から。そんなことを市民の立場に立ったらね、ほかの会計見てくださいよ。介護保険や後期高齢者医療保険、皆4億円5億円出してるじゃないですか。何で3億円何ぼであんた国保だけいじめないかんのですか、監査委員。

それも含めて、担当保険課長はもうちょっと目線を変えて、何か情けないこと言いなんな。一般会計にどっどっどん要求するそういう姿勢でおってくださいよ。

○議長（淵野けさ子君） 答弁要りませんか。

○議員（12番 西郡 均君） あと委員長に聞きます。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第20 議案第65号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第20、議案第65号平成23年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 次の介護保険特別会計補正予算では、同じ過年度国庫負担金は一般財源扱いしています。このなぜ老人保健特別会計は過年度県費負担金が特定財源になるんでしょうか。

それとともに、現年度という表記はおかしいという当初予算に言い続けたら担当常任委員会もきちっと議論していただいて、現年度行うんで現年度を使わせていただきますというふうに言ったんですけども、どうして過年度にするんですか。

○議長（淵野けさ子君） 保険課長。

○保険課長（小野 啓典君） 保険課長です。お答えいたします。

御指摘のとおり、国庫からの負担金や補助金につきましては、当該年度に交付申請を行い、交付決定がなされて負担金等の交付を受けて実績報告をした後に、翌年度で精算を行うのが通常でございます。精算により、翌年度で交付される国庫負担金等につきましては、翌年度で予算措置を行い、一般財源として処理するところでございます。

今回の補正分につきましては、県からの通知によりまして平成22年度実績分から負担金の精算方法に変更がありまして、平成22年度において新たに請求されました医療給付費1件で156万7,778円につきましては、平成22年度で精算は行わず、その実績をもとに23年度で新たに負担金の交付申請を行い、交付決定がなされて負担金の交付を受けるということでございます。

先ほど説明申し上げました過年度分においては、一般財源の取り扱いをするということと区別いたしまして、歳入では国庫負担金及び県負担金として取り扱い、医療給付費が前年度の22年度の実績分でございますので節を過年度分としているところでございます。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） もう後期高齢者医療保険に移ってもう何年もなるんで、老人保健の現年度請求ちゅうのはあり得ん話だというふうに私思うんですが、それで理解できないんですけど、また委員会で議論されると思いますから委員長からまたお答えいただきます。いいです。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第66号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第21、議案第66号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 過年度国庫負担金について今説明があったのでいいですけども、

財政安定化基金、県のほうでどのくらいの残高が今あるのか教えていただきたいと思います。たしか、後期高齢者の基金のほうは莫大な金額になってるというふうに先般お聞きしたんですけども、県のこうした財政安定化基金そのものについて介護保険のほうは残高教えていただきたいと思います。

それと、9ページの7款1項3目包括的支援事業繰入金、これは1円の違いはわかりました。いいです。

10ページ、2款1項1目財源内訳の特定財源諸収入、もうこれずっと佐藤何とか課長のときから言い続けてんですけどね、諸収入ちゅう表記をしたらもうわからなくなるんですよ。だから、諸収入、歳入の諸収入がほとんど金額がないにもかかわらずここは諸収入をですね4,417万1,000円ということで、基金の交付金まで諸収入にしてるんですよ。一般会計と同様に、交付金なら交付金で書いてくれれば予算書見やすいんだけども、わざと見にくいように意図的にずっと課長は続けてやってるんかどうかね、それをお尋ねします。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。12番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、安定化基金でございますが、平成11年の10月5日に国の通達がございまして、介護保険法の会計の款項目節の区分についてに示されておりまして、県の支出金となっているところでございます。基金の残高につきましては、41億6,400万183円、9月1日現在となっております。

続いて、10ページの2款1項1目の財源内訳の特定財源に諸収入として4,417万1,000円を計上しているが、諸収入は199万1,000円ではないかということでございますけども、特定財源の内訳の中に支払基金等がございません。それで、システム上入れると諸収入という欄に記載されるというような状況になっております。もし、変えたとすればシステム上から変えなければならんというような状況が生じてまいります。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） システムから変えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか。（発言する者あり）これで質疑を終わります。

日程第22、議案第67号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第22、議案第67号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 由布市の一般会計と特会合わせた金額、総金額ちゅうのは合併時と全然変わらないんですね。なぜかしたら、この後期高齢者医療保険のほうはどんと向こうに行っちゃったけんね。ところが、その総金額は由布市でどのくらいかかっているのかというのを議員に聞いたら、それは連合会で要求してるけども一切教えてくれんみたいな状況みたいですね今。

何か、連合会ちゅうのは横着な人の集まりのような気がするんですけど、その点ちょっとここで気になるのは機能強化費用ですね。今年度分107万5,000円受け入れて、過年度分の機能強化費を返還するちゅうのがよくわからないんですけども、差し引いてやるとかそういうことやないんですかね。

○議長（淵野けさ子君） 保険課長。

○保険課長（小野 啓典君） 保険課長です。お答えいたします。

まず、平成22年度につきましては、県内で由布市、杵築市、九重町の2市1町が保険料収納対策事業に取り組み、由布市では保険者機能強化費として概算で128万5,000円の交付を受けております。事業に要した経費が118万62円ということで精算を行いまして、差引額10万4,938円につきまして平成22年度で返還することとなっております。

23年度につきましては、平成22年度に実施しました市町村につきまして最優先で実施していただきたいという後期高齢者医療広域連合からのお願いがありまして、由布市と九重町、それから杵築市にかわりまして日出町の1市2町が実施することとなりまして、今回の補正では23年度をお願いしているところでございます。

交付金につきましては、各年度で精算するということになっておりますので、22年度分につきましては一たん返還し、23年度分につきましては新たに交付を受けるということになります。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第23. 議案第68号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第23、議案第68号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 前年度繰越剰余金が出ても一般会計へ繰り出してないということで、特に国保の保険課長さん簡易水道事業会計を見習ってほしいと思います。回答は要りません。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第24. 議案第69号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第24、議案第69号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 前年度の繰越剰余金が出て一般会計へ繰り出すことのない農業集落排水事業会計を保険課長は見習ってほしいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第25. 議案第70号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第25、議案第70号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許しますが、西郡均君もういいじゃないでしょうか。先ほど、違う、先ほどの答弁の中に含まれてなかったですか。

○議員（**12番 西郡 均君**） やっぱりね、こういう質疑した後に訂正文書を出すのはわかるけどね、先にもう訂正してしまって質疑の通告は何だったかちゅうことになりますから、十分配慮のほどをお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第26. 議案第71号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第26、議案第71号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これも1つは同じです。

2つ目に、湯布院の不断水弁修理というふうに書いてます。よく意味がわからんのですけども、私にわかるように教えていただきたいと思います。

それと、資本的収入の補正で児童手当、子ども手当繰入金ということで、一般会計から資本的収入のほうに入れてますけれども、支弁職員の手当を見ると41万6,000円減額してるんですね。これ、減額してるのに何で繰り入れするんだちゅうふうになるんですけど、教えていただきたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**秋吉 一郎君**） 水道課長です。お答えいたします。

まず、1番目の不断水修理ということですが、これは大変申しわけないんですけど、不断水修理というのは仕切弁の、止水弁の修理のことです。これについては、湯布院町の湯の坪通りの電柱の地中化の事業に伴うとこの配水管と止水弁の修理が緊急で行われました。その修繕費として上げております。

それから、資本的収入の関係なんですけど、これはもう議員指摘のとおりで4,000円ほど差額があります。ただこれは、10月からの子ども手当の改定予定によるもので、今後財政課と調整したいと思っております。41万6,000円の減額の件については、これは子ども手当と児童子ども手当はこれに入っておりませんし、この41万6,000円については主に職員の異動による減額でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第72号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第27、議案第72号平成23年度挾間小学校耐震補強改修（建築主体）工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号から認定第2号、承認第5号、議案第56号から議案第72号までの合計20件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、22日午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。大変に御苦労さまでした。

午後4時55分散会
